令和２年度　第１回京都市政策評価委員会

日時：令和２年１２月２２日（火）
　　午後１時から午後３時
場所：京都市役所 分庁舎 第４会議室

次　　第

１　開　会

２　議　事

１　京都市基本計画審議会及び京都市持続可能な行財政審議会における検討状況

２　令和２年度政策評価の流れ

３　令和２年度政策評価結果及び政策評価の改善状況

４　令和３年度以降の市民生活実感調査設問案について

５　令和３年度以降の政策評価票のレイアウト等について

６　その他

３　閉　会

（配布資料）

資料１－１	はばたけ未来へ！京プラン 2025（京都市基本計画）（案）
資料１－２	本市の財政状況について
資料２	令和２年度政策評価の流れ
資料３－１	令和２年度政策評価における追加・見直しを行った客観指標一覧
資料３－２	令和２年度政策評価結果
資料４－１	令和３年度以降の市民生活実感調査設問案の作成について
資料４－２	令和３年度以降の市民生活実感調査設問案
資料５－１	令和３年度以降の政策評価票のレイアウト等について
資料５－２	政策評価票のレイアウト（現行）
資料５－３	政策評価票のレイアウト（改善案）
資料５－４	政策評価データベース（イメージ）
資料６	市民意見の受付状況
参考資料	政策評価制度に関する意見（令和元年度政策評価結果を受けて）
参考資料	京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例
参考資料	京都市政策評価委員会設置要綱
参考資料	京都市政策評価委員会委員名簿

京都市持続可能な行財政審議会資料抜粋資料

資料１－２

本市の財政状況が非常に厳しい状況に至った要因

⑴平成初期の大規模投資に伴う重い公債費負担

①平成初期に行った大規模投資（都市基盤整備）で多額の市債を発行

＜主な大規模投資事業の事業費等＞
○立体交差化事業（鉄道の高架化等により踏切を撤去）
ＪＲ山陰本線（二条～花園駅）Ｈ元～H15　330 億円
近鉄京都線　（東寺～竹田駅）Ｈ 5～H15　280 億円
○梅小路公園整備
H3～H10　530 億円
○京都コンサートホール整備
H3～H7　190 億円
○東北部クリーンセンター整備
H8～H12　510 億円

＜市債発行額（臨時財政対策債除く）の比較＞

H6	H7	H8	H9	H10	H6～10 累計
939億円	1,135億円	1,003億円	809億円	938億円	4,824億円
H26	**H27**	**H28**	**H29**	**H30**	**H26～30 累計**
415億円	468億円	442億円	455億円	494億円	2,274億円

2.1倍

②将来の市債の償還に備えた計画的な積立ての継続が重い負担に

○　多額に発行したこれらの市債の償還に備えて，この間，財政状況が非常に厳しい中でも，計画的な積立ては継続

○　こうした市債の償還負担が重くのしかかる中で，三位一体改革以降，地方交付税が大幅に削減され，市民サービスを維持・向上させるために不足する財源を，資金手当のための市債の発行（借金）や，積み立てた基金の一部を取り崩すことで補てん

○　それでも公債償還基金の残高自体はこの 10 年間（H22→R2）で **701 億円から，1,355 億円と 650 億円以上増加**させ，当面の償還に必要な残高は確保

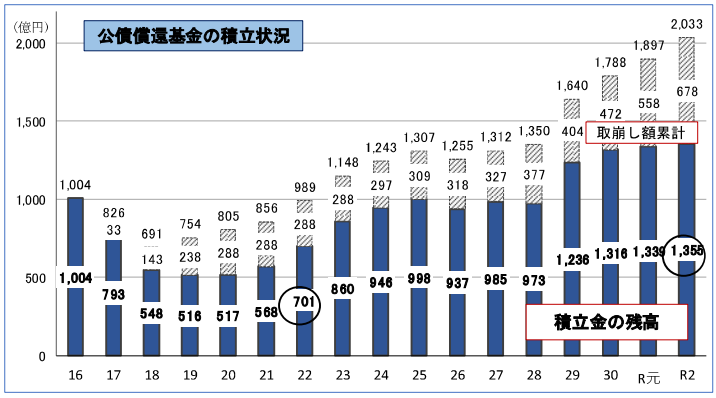

⑵ 地下鉄への財政支援を含めたこの間の財政運営

平成初期の大規模投資に伴う多額の市債の発行により，重い償還負担を負う中で，国からの地方交付税は削減。徹底した改革を進めてもなお，収支のバランスが均衡せず，収入の不足を**「資金手当のための市債（借金）」や「将来の借金返済のための積立金の取崩し」**など負担の先送りで穴埋めし，**歳入を上回る歳出水準を維持**
（社会福祉の充実，防災減災対策の推進等）

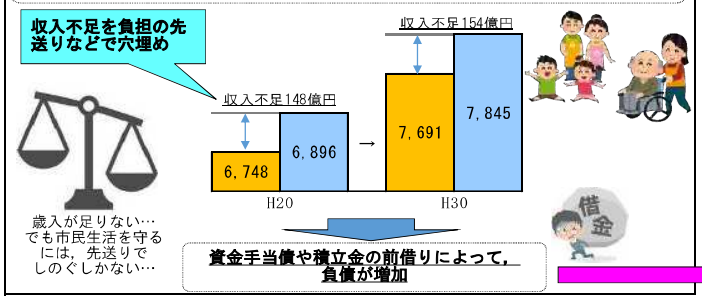

東西線の建設がバブル期と重なり，多額の費用を要したため，企業債（借金）の返済負担で，危機的な経営状況となった地下鉄事業に対して，**市債（借金）を財源に一般会計から大規模な財政支援を実施**

市民の足を守るため
地下鉄を支援

平成29年度までに967億円の市債を発行
（実質的に地下鉄から一般会計へ負債を付け替え）

負債が増加

※この間，地下鉄の経営は大きく改善し，平成30年度以降は発行していない

大きく増加した負債の毎年の返済負担が年々，重くのしかかってきている

＜参考－これまでに取り組んできた改革の事例＞
○事業の見直し
平成20年度以降の13年間で，事務事業評価も活用し，総額649億円の見直しを実施
○職員数・人件費の削減
平成20年度以降の13年間で，職員数を3,500人，年間人件費を269億円削減
○実質市債残高の縮減（臨時財政対策債を除く）
平成20年度以降の13年間で，市債残高を大きく縮減
全　会　計：△3,379億円，△17.0%
一般会計：△1,013億円，△10.4%
○市税徴収率の向上
平成20年度：97.2%→令和元年度：98.9%（＋1.7%，効果額52億円）
○宿泊税の導入による自主財源の確保（令和元年度決算42億円）
○施設の大規模再整備に向けたネーミングライツの確保
京都会館（ローム，50億円），京都市美術館（京セラ，50億円）
○地下鉄事業の経営改善
お客様増加策や駅ナカビジネス等の収入増加策などで経営は大幅に改善し，平成29年度に1年前倒しで財政健全化団体から脱却
お客様数：㉑32.7万人→㉘37.9万人(1日5万人増客目標を2年前倒しで達成)
企業債残高：⑳4,922億円→R①3,445億円（△1,477億円，△30%）

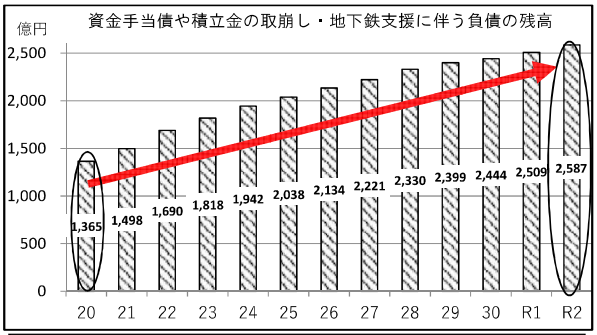

大きく積み上がったこれらの負債の毎年の返済に要する経費は
H20：20億円→R2：100億円へと大きく増加

京都市の政策の推進状況（主な事例）

保育環境は質・量とも全国トップレベル

子育て支援		
保育所等待機児童	７年連続ゼロ継続	
保育士給与水準	全国平均の１.３４倍（年間経費49億円）	（全国平均350万円，京都市468万円）
保育士配置基準	国基準の１.３３倍（年間経費19億円）	（90人定員の保育所の場合，保育士12人を16人へ）
医療・福祉		
高齢者福祉施設の整備	10年間で施設数倍増	（平成20年度324施設→平成30年度674施設）※介護老人保健施設，老人デイサービス，特別養護老人ホーム，認知症高齢者グループホームの合計
子ども医療費制度の拡充	対象拡大，自己負担軽減（年間経費22億円）	（小学校卒→中学校卒，通院月額自己負担3,000→1,500円）
防災・減災（この5年で2,175億円を投入）		
橋りょうの耐震補強・老朽化修繕	63橋の対策完了	（平成24年度末３橋→令和元年度末63橋，約7割が完了）
雨水整備率(5年確率降雨対応)	全国トップ水準の91％	（全国平均は59％）
文化・景観（この5年で15億円を投入）		
無電柱化事業の推進	総延長61.4km	（平成22年度末58.6km→平成30年度末61.4km）
文化庁の移転	新・文化庁が京都へ全面的に移転	（平成28年3月決定）
歩くまち		
交通手段分担率	自動車2割減，鉄道・バス3割増	（平成12年→平成30年）
環境		
ごみ減量の推進	ごみ量の半減達成	（平成12年度82万トン・ピーク→平成30年度41万トン）※ごみの処理費用は平成14年度367億円→平成30年度205億円まで162億円削減

ごみ処理費用も大きく削減

こうした取組により，民間の「日本の都市特性評価」や「SDGs先進度調査」で首位になるなど，まちづくりは高く評価

京都市における公債償還基金の取崩しの状況

○市債を発行（借金）した場合，将来の借金返済期日に向けて，計画的に積立てを行っているが，本市では毎年の財源不足を補てんするために計画外の取崩しを実施［図の①，③］
○このため，市債を償還する際，返済資金が不足するため，別の市債の積立金を流用［図の②，④］
この結果，現在の基金残高（1,355億円）は本来確保すべき残高（2,033億円）を大きく下回っている
○今後，平成初期に大量に発行した市債の償還が本格化し，計画外の取崩しがなくても基金残高が減少する局面を迎える
このため，今後，計画外の取崩しを続けると，基金は枯渇。借金返済のための財源がなくなるという非常事態に陥る

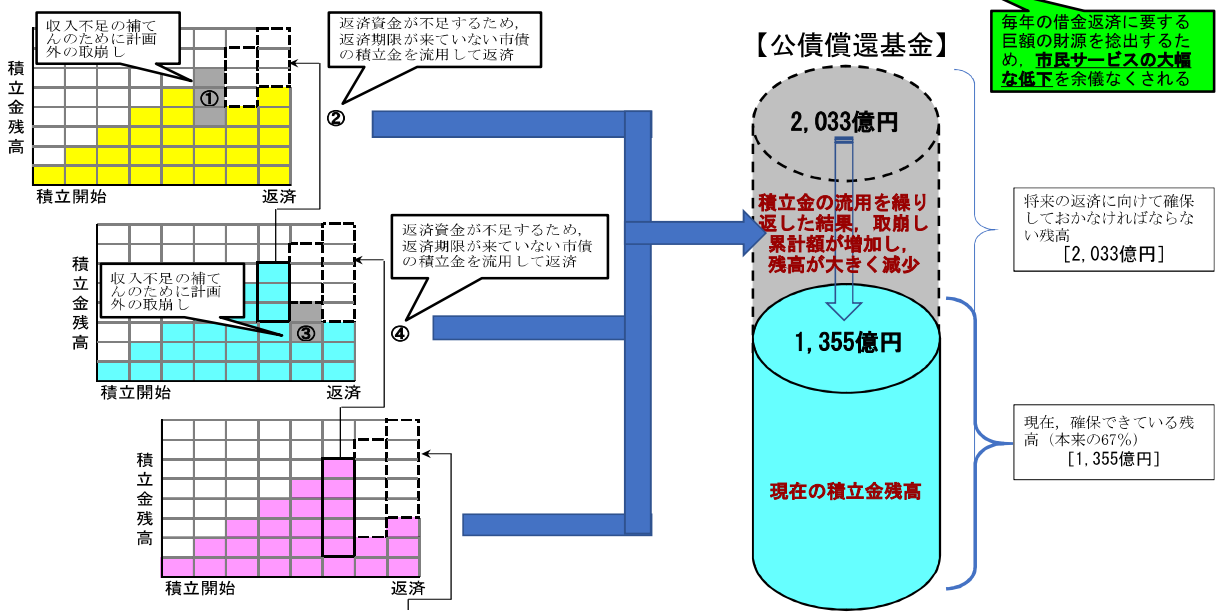

今後の公債償還基金残高の状況（パターン別）

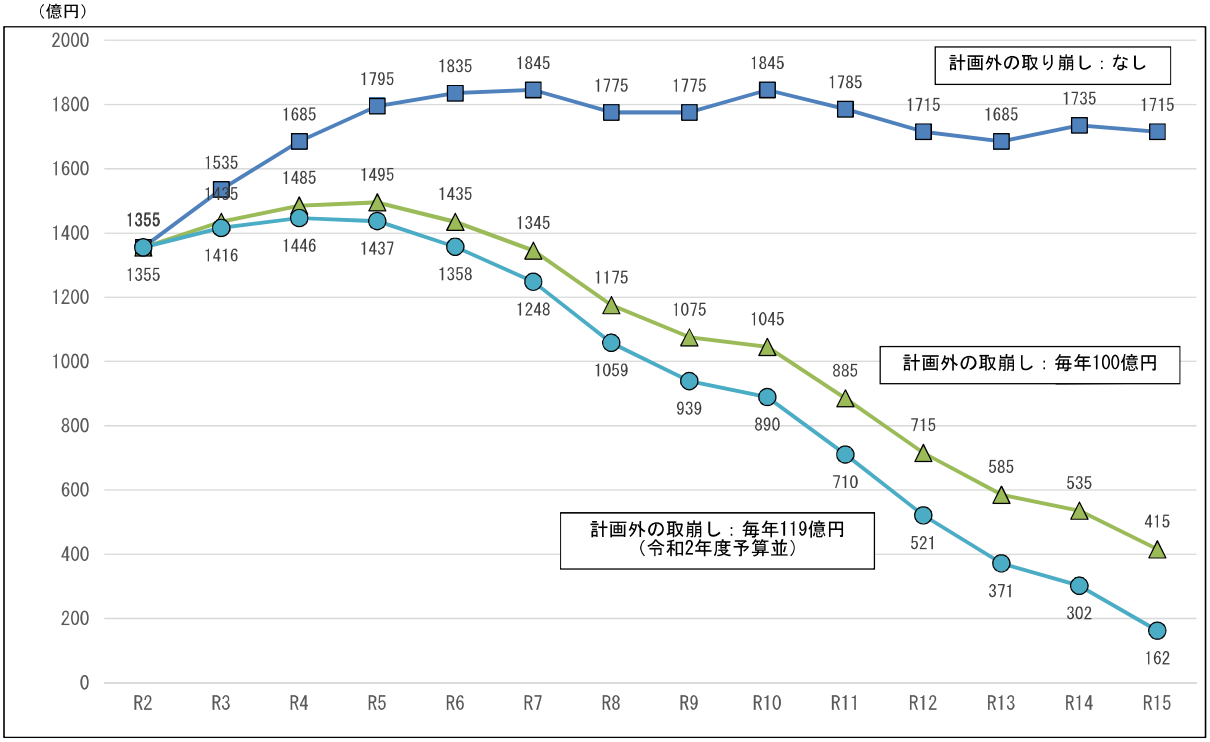

令和 2 年度予算並の取崩しを継続すれば，令和 16 年度頃には公債償還基金はほぼ枯渇する。

京都市の財政状況

強　国の義務付けの度合い　無

歳出

(A)全国共通の施策に要する経費（国の義務付けが強いもの）
3,368億円
【基準財政需要額】
※消防，土木，義務教育，国制度に基づく福祉施策など

(D)本市の独自性が強い施策の経費
（国の義務付けが弱いもの・ないもの）
1,452億円
※教育，福祉，子育て支援の充実，京都の未来への先行投資，交付税措置のない（他都市水準を上回る）公債費，大件費など

歳入

(B)
地方交付税
910億円
（A）－（C）

(C)税収の75%　**2,458億円**
【基準財政収入額】
※市民税や固定資産税など

(E)税収の25%
652億円
【留保財源】

(F)独自の財源
672億円
※超過課税，土地売却など

(G)
不足する財源
128億円
特別の財源対策

【課題１】
この間，地方交付税は大きく削減。**地方交付税の必要額の確保に向けて，国に対して強く要望**していく必要があります。

【課題２】
税収の底上げによる**留保財源の増加や独自の財源確保を強化**する必要があります。

【課題３】
実施に必要な財源が足りておらず，特に本市独自の施策のあり方や水準を，持続可能なものとする必要があります。

令和２年度政策評価の流れ

資料２

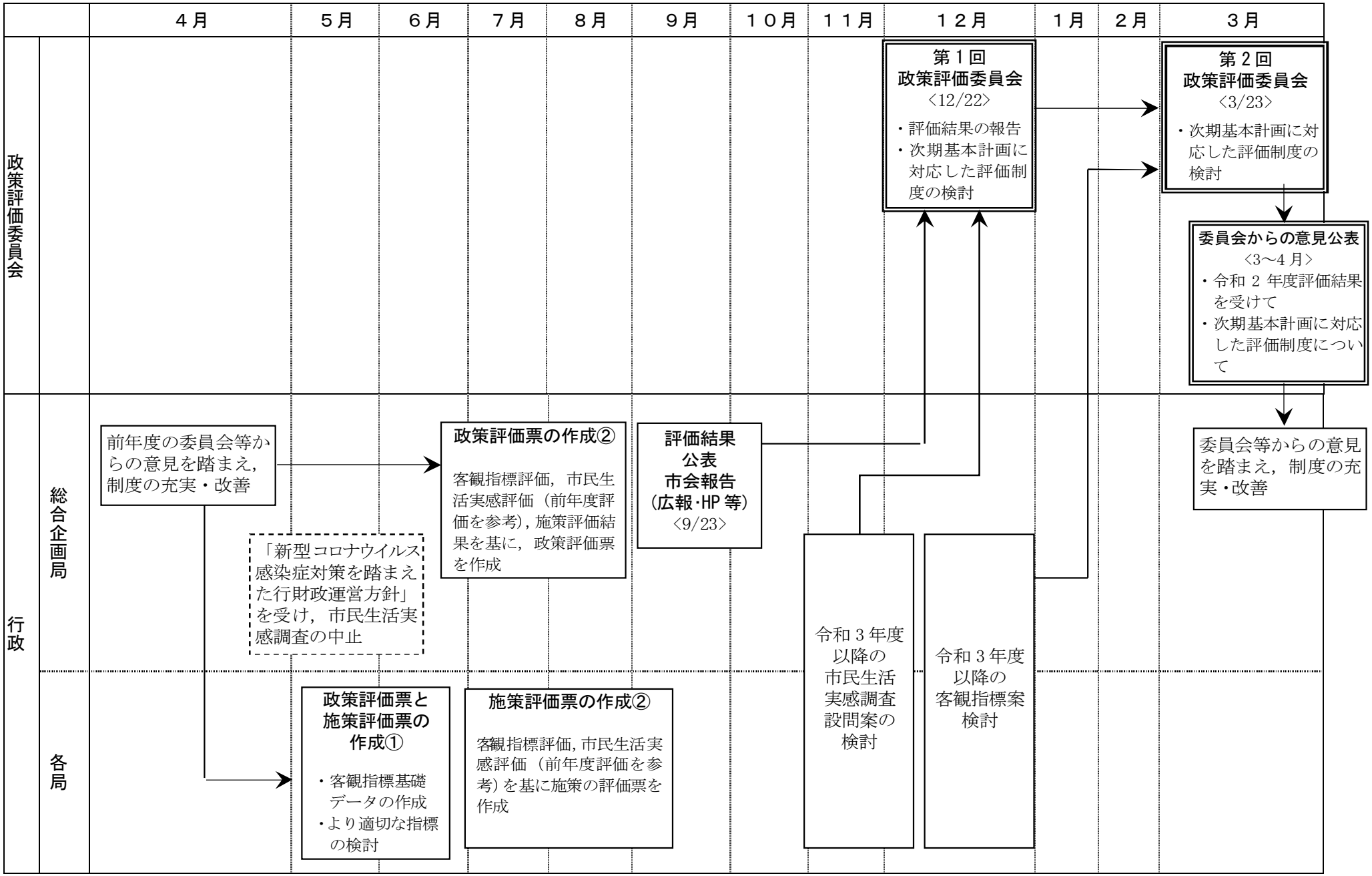

資料3－1

令和2年度政策評価において追加・見直しを行った客観指標 【総括表】

項目	政策	施策	合計
1　より適切に評価するために追加・見直したもの	2	1	3
2　新たに策定・改定した分野別計画の目標に併せて追加・見直したもの	6	8	14
3　目標達成に伴い，指標・目標値を見直したもの	1	2	3
合　　計	9	11	20

追加・見直しを行った客観指標 【政策】

	政策番号	政策分野	令和元年度(見直し前) 指標名	単年度目標値	単年度目標根拠	中長期目標値	中長期目標根拠		令和２年度（見直し後） 指標名	単年度目標値	単年度目標根拠	中長期目標値	中長期目標根拠	変更理由
1 より適切に評価するために追加・見直したもの														
	9	観光	観光消費額（億円）	11,286	平成25年実績（7,002億円）と令和2年目標値から設定	13,000	京都観光振興計画2020+1	⇒	観光消費額（億円）	12,143	令和2年度目標値を達成するために本年度達成すべき数値	13,000	京都観光振興計画2020+1	令和元年度の京都観光総合調査から実績値の集計方法を変更
	9	観光	外国人宿泊客数（万人）	247	平成25年実績（113万人）と令和2年目標値から設定	300	京都観光振興計画2020	⇒	外国人宿泊客数（万人）	273	令和2年度目標値を達成するために本年度達成すべき数値	300	京都観光振興計画2020	令和元年度の京都観光総合調査から実績値の集計方法を変更
2 新たに策定・改定した分野別計画の目標に併せて追加・見直したもの														
	14	障害者福祉	精神科病院から地域生活に移行する者の割合（%）	91.0	第４期京都市障害福祉計画	91.0	第４期京都市障害福祉計画	⇒	精神科病院から地域生活に移行する者の割合（%）	90.0	第5期京都市障害福祉計画	90.0	第5期京都市障害福祉計画	京都市障害福祉計画の改定に伴い，目標値を変更
	17	保健衛生・医療	40～64歳男性の日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合（%）	47.1	令和2年度目標値の達成に向け，中長期目標から各年度の目標を等差的に設定（毎年度1.3%改善）	51.0	京プラン実施計画第2ステージ	⇒	40～64歳男性の日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合（%）	45.6	中長期目標を達成するために当該年度（平成30年度）達成すべき数値	53.0	「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン（平成30年度～令和4年度）」に基づく目標値	「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン（平成30年度～令和4年度）」の策定に伴い，目標値を変更
	17	保健衛生・医療	40～64歳女性の日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合（%）	48.7	同上（毎年度1.1%改善）	52.0	同上	⇒	40～64歳女性の日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合（%）	47.8	同上	54.0	同上	同上
	17	保健衛生・医療	65歳以上男性の日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合（%）	61.7	同上（毎年度1.4%改善）	66.0	同上	⇒	65歳以上男性の日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合（%）	59.0	同上	68.0	同上	同上
	17	保健衛生・医療	65歳以上女性の日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合（%）	60.4	同上（毎年度0.9%改善）	63.0	同上	⇒	65歳以上女性の日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合（%）	57.5	同上	65.0	同上	同上
	20	歩くまち	－	－	－	－	－	⇒	自転車走行環境の整備延長（km）	144.5	平成27年度現況値（2.5km）から令和2年度の目標値（180km）達成のために当年達成すべき数値（令和2年度の目標値から各年度の目標値を等差的に算出）	180.0	京プラン実施計画第2ステージ	平成30年10月に「京都・新自転車計画」が「地方版自転車推進計画（～R2）」として位置づけられたことを受け，自転車活用環境の整備を促進するため，新たな指標を追加
3 目標達成に伴い，指標・目標値を見直したもの														
	25	道と緑	道路，橋りょうへのアセットマネジメント導入率（%）	10ポイント増	計画期間内に完全実施するために必要な単年度の進捗割合	－	－	⇒	道路，橋りょうにおける点検率（%）	21.7	計画的な点検を実施していくために，当該年度に実施すべき点検割合	100.0	計画的な点検を実施し，各計画に示されている点検を全て完了させる。	アセットマネジメントの導入率が100%となったため，その後の定期点検の指標へ変更

追加・見直しを行った客観指標 【施策】

	施策番号	政策分野	令和元年度(見直し前)						令和２年度（見直し後）					変更理由
			指標名	目標値	目標値根拠	中長期目標値	中長期目標根拠		指標名	目標値	目標値根拠	中長期目標値	中長期目標根拠	
1　より適切に評価するために追加・見直したもの														
	0901	観光	延べ宿泊数（万人泊）	2,444	前年からの改善	－	－	⇒	延べ宿泊数（万人泊）	－	－	－	前年からの改善	**令和元年度の京都観光総合調査から実績値の集計方法を変更**
2　新たに策定・改定した分野別計画の目標に併せて追加・見直したもの														
	1701	保健衛生・医療	日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合（%）	52.8	中長期目標を達成するために当該年度達成すべき数値	52.8	京都市民健康づくりプラン(第2次)に基づく目標値	⇒	**40～64歳男性の**日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合（%）	45.6	**中長期目標を達成するために当該年度（平成30年度）達成すべき数値**	53.0	**「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン（平成30年度～令和4年度）」に基づく目標値**	**「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン（平成30年度～令和4年度）」の策定**に伴い，目標値を変更
								⇒	**40～64歳女性の**日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合（%）	47.8	同上	54.0	同上	同上
								⇒	**65歳以上男性の**日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合（%）	59.0	同上	68.0	同上	同上
								⇒	**65歳以上女性の**日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合（%）	57.5	同上	65.0	同上	同上

	施策番号	政策分野	令和元年度(見直し前)						令和２年度（見直し後）					変更理由
			指標名	目標値	目標値根拠	中長期目標値	中長期目標根拠		指標名	目標値	目標値根拠	中長期目標値	中長期目標根拠	
	1703	保健衛生・医療	40歳以上75歳未満の非喫煙者の割合（%）	88.5	中長期目標を達成するために当該年度達成すべき数値	88.5	第2次たばこ対策行動指針	⇒	20歳以上の市民（男性）の喫煙割合（%）	21.5	中長期目標を達成するために当該年度に達成すべき数値	16.0	「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン（平成30年度～令和4年度）」に基づく目標値	**「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン（平成30年度～令和4年度）」の策定**に伴い，目標値を変更
								⇒	20歳以上の市民（女性）の喫煙割合（%）	8.45	同上	7.0	同上	同上
	2004	歩くまち	地下鉄の旅客数（千人）	375	京都市高速鉄道事業経営健全化計画における平成30年度の旅客数見込み	375	京都市高速鉄道事業経営健全化計画における旅客数増加見込み	⇒	地下鉄の旅客数（千人）	399	京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョンにおける収支計画の令和元年度旅客数	412	京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョンにおける収支計画の旅客数	京都市高速鉄道事業経営健全化計画が終了し，**交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョンにおいて新たに目標を設定**したことに伴い，目標値を変更
	2303	建築物	細街路対策事業に基づく助成制度の利用件数（件）	15	中長期目標の達成のため，当該年度に必要な数値	150	今後の制度の周知及び助成対象の拡大による増加を見込んだ数値	⇒	細街路対策事業に基づく助成制度の利用件数（件）	5	中長期目標の達成のため，当該年度に必要な数値	45	今後の制度の周知及び助成対象の拡大による増加を見込んだ数値	本指標の対象の一つ**「狭あい道路整備事業による２項道路の拡幅整備助成」の役割が終了**し，「細街路の避難安全性を高める工事費用助成」のみが対象となったことにより，目標値を変更
３　目標達成に伴い，指標・目標値を見直したもの														
	1103	大学	学生による未来の京都づくりにつながる活動件数（件）	240	平成30年度に240件となるよう，各年度の目標を等差的に設定	240	大学のまち京都・学生のまち京都推進計画2014-2018	⇒	学生による未来の京都づくりにつながる活動件数（件）	240	事業内容の充実を踏まえ，目標値は平成30年度までの中長期目標値（240）を参考に設定	－	－	**中長期目標が平成30年度に最終年度を迎えた**ため，目標値を変更
	2503	環境	橋りょうにおける５年に１回の定期点検率（%）	100	中長期目標までの残年数内に目標を達成するために必要な当該年度の進捗割合	100	「京都市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき，橋長2m以上の本市が管理する橋りょうにおける5年(H26～H30)に1回の定期点検実施	⇒	橋りょうにおける５年に１回の定期点検率（%）	20.7	中長期目標までの残年数内に目標を達成するために必要な当該年度の進捗割合	100	「京都市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき，橋長2m以上の本市が管理する橋りょうにおける5年(R1～R5)に1回の定期点検実施	**平成30年度に中長期目標を達成**したことにより，目標値を変更

資料３－２

令和２年度　政策評価結果

令和２年９月

京　都　市

１　政策評価制度とは

⑴　政策評価制度の目的

政策評価制度は，京都市基本計画に掲げた政策・施策それぞれの分野において，その目的がどの程度達成されているかを，各種の指標やアンケート調査を基に把握し，市民の皆様に公表するとともに，より効果的な市政の運営や政策の企画・立案等にいかすためのものです。

なお，評価の結果は，毎年度の京都市の取組だけによるものでなく，これまでの取組の積重ねや，国その他の行政や民間など幅広い活動を踏まえたものとなります。そのため，毎年の評価結果だけでなく，中長期的な評価結果の動向や様々な主体の幅広い活動が及ぼす影響等も考慮したうえで，市政に活用します。

⑵　取組経過

平成１５年度　　試行実施
平成１６年度～　本格実施
平成１９年度　　京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（行政評価条例）の制定・施行
（政策評価，事務事業評価等の７つの評価制度を恒久的・継続的な取組に位置付け）
令和　２年度　　９月　　政策評価結果を公表
（今後の予定）
政策評価委員会に評価結果を報告し，
来年度の政策評価方法の改善方針等について審議

⑶　政策評価の対象と手法

ア　評価の対象

平成２３年度から１０年間の都市経営の基本である「はばたけ未来へ！　京プラン（京都市基本計画　第２期）」（以下「京プラン」といいます。）の政策体系をベースに，特定の行政課題に対応するために本市が目指すべき基本的方向である政策（２７項目）と，政策をより具体化した行政活動の目標となる施策（１１４項目）を評価します。

イ　評価の手法

政策・施策ごとに，統計データ等の中から客観指標を設定して目標達成度等の成果を測る「客観指標評価」と，「京プラン」に掲げた「みんなでめざす１０年後の姿」に対して今の市民生活がどうなっているかをアンケートでお尋ねする「市民生活実感評価」の結果を総合し，Ａ～Ｅの５段階で評価します。

なお，政策評価制度については，政策評価委員会からの意見を踏まえ，毎年度，客観指標や評価票の見直しなど充実，改善を行っており，今年度も実態に合わなくなった客観指標や目標値を見直すなど，より的確で分かりやすい制度づくりを進めています。

【客観指標評価】→ａ～ｅの５段階評価

政策指標の例：市内の学生数が全国の学生数に占める割合
施策指標の例：大学コンソーシアム京都加盟校に占める単位互換制度参加大学・短期大学の割合

＊　各政策・施策の状況を統計的な数値等により表した客観指標をそれぞれに設定し，その目標達成度を評価します。
＊　政策については，関連する施策の評価を加味して評価します。

【市民生活実感評価】→ａ～ｅの５段階評価

アンケートの設問例：大学のまちとして学びの環境が充実している。

＊　市の取組についてどう思うかではなく，市民生活がどのようになっているかを１３０の設問でお尋ねし，「大変良い状況にあると思う」から「大変悪い状況にあると思う」までの５段階で答えていただきます。

【総合評価】→Ａ～Ｅの５段階評価

政策・施策の目的が　Ａ：十分に達成されている
Ｂ：かなり達成されている
Ｃ：そこそこ達成されている
Ｄ：あまり達成されていない
Ｅ：達成されていない

①　政策の総合評価
客観指標評価と市民生活実感評価を同等に重視したうえで，政策が各行政分野でめざす基本的な方針であることを踏まえ，社会経済情勢等を含む多角的な観点から様々な要素を総合的に考え合わせて行います。

②　施策の総合評価
政策の総合評価と同様，客観指標評価と市民生活実感評価を同等に扱います。
ただし，両者の評価結果の平均がＡ～Ｅの５段階で区分できないときは，施策の具体的な内容に応じて予め定めておいたより重視すべき方の評価結果（客観指標評価又は市民生活実感評価）を重視して，総合評価を行います。

２　令和２年度政策評価における新型コロナウイルス感染拡大の影響について

本年４月，新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が全国に拡大され，京都府も特定警戒都道府県に指定されました。こうした未曾有の国難の下，市民の命とくらしを守る人員・財源を確保するため，京都市新型コロナウイルス感染症対策本部から「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた行財政運営方針」が発出されました（下記参照）。

これに伴い，政策評価制度についても検討した結果，市民生活実感調査については同方針の１(2)③に該当することから，今年度は調査を一時休止しました。

「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた行財政運営方針」（抜粋）

１　当面の対応

未曽有の国難から市民の命とくらしを守るため，あらゆる資源（人員・財源）を投入し，躊躇することなく必要な財政出動を行う。

一方で，本市財政は，平成３０年の相次ぐ災害の復旧・支援等により，財政調整基金が令和元年度末で枯渇しているうえ，新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う，京都経済への影響は甚大なものになることが想定され，市税収入の減少も懸念される。

このため，政府の経済対策の財源を最大限活用するとともに，各局所管の基金の弾力的な活用や，令和２年度当初予算に計上した事業の延期や規模縮小・休止も含めて，あらゆる財源の確保に努め，当面の危機対応や市民生活の維持に全力を尽くす。

（中略）

⑵ 延期や規模縮小，休止を行う事業

①　感染拡大を踏まえ，実施の必要性を見直す事業
　イベント，入国制限に伴い実施が困難な事業など

②　当初予算編成時から状況に大きな変化があり，実施の緊急性が薄れている事業
　オリンピック・パラリンピック関連事業，混雑を直接解消しようとする事業など

③　行政の執行体制を危機対応に集中するための見直し

ア　事務費，普及・啓発，調査・研究等，見直しによる市民生活の影響が比較的少ない事業

イ　マンパワーを要する内部統制事務の簡素化・弾力運用

※　関係団体との調整等が整い次第，速やかに減額補正予算を計上

また，客観指標については，令和元年度中の実績等を例年どおり把握し評価していますが，一部の指標においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響が表れています。

＜新型コロナウイルス感染症拡大の影響が表れている指標の例＞

1 環境	施策 0102「低炭素型のくらしやまちづくりの実現」 指標「「DO YOU KYOTO？」関連イベント参加者数」 平成 30 年度：1,005,911 人→令和元年度：855,651 人（150,260 人減） （2 月以降の一部イベントの中止や参加者数減による減少）
6 文化	政策 06「文化」 指標「文化施設の年間入場者数」 平成 30 年度：3,046,188 人→令和元年度：2,903,086 人（143,102 人減） （2 月以降の外出自粛やイベント中止による入場者数減少）
13 子育て支援	施策 1303「次世代を育むすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり」 指標「一時預かり事業利用児童数」 平成 30 年度：50,464 人日→令和元年度：43,715 人日（6,749 人日減） （年度末の利用実績が減少）
15 地域福祉	施策 1504「地域福祉を通じた安心・安全のまちづくり」 指標「民生委員地域福祉活動・自主活動件数」 平成 30 年度：84,344 件→令和元年度：78,933 件（5,411 件減） （感染予防を最優先し，2 月中下旬から活動を控えたことによる減少）
26 消防・防災	施策 2604「地域の災害対応力の向上をはじめとする防災危機管理体制の充実」 指標「防火防災教育訓練への参加者数」 平成 30 年度：340,827 人→令和元年度：321,520（19,307 人減） （防災訓練の中止や市民防災センターの臨時休所による減少）

令和２年度政策評価においては，こうした客観指標の状況と昨年度の市民生活実感調査を基に政策・施策の評価を行い，今後の方向性を検討しました。

３　政策・施策評価結果

⑴　政策の評価

政策の総合評価は次のとおりとなりました。昨年度と比べ，１政策の評価が上がる一方で３政策の評価が下がっています。

政策の総合評価	A 十分に達成されている	B かなり達成されている	C そこそこ達成されている	D あまり達成されていない	E 達成されていない	計
令和２年度	**６**	**１４**	**７**	**０**	**０**	**２７**
令和元年度	６	１６	５	０	０	２７

上記の政策の総合評価の基礎となった**政策の客観指標総合評価**については次のとおりとなりました。昨年度と比べ，１政策の評価が上がる一方で，７政策の評価が下がっています。

政策の客観指標総合評価	a 十分に達成されている	b かなり達成されている	c そこそこ達成されている	d あまり達成されていない	e 達成されていない	計
令和２年度	**１４**	**６**	**６**	**１**	**０**	**２７**
令和元年度	１６	７	４	０	０	２７

主な政策の総合評価の結果等

○　政策名「環境」（政策番号１）　Ｂ→Ａ

市民・事業者の皆様による節電をはじめとする省エネルギーの取組や太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入拡大により，温室効果ガス排出量，エネルギー消費量，ごみ量の削減が着実に進んだことからＡ評価となりました。今後は，「1.5℃を目指す京都アピール」に掲げる「2050 年までに C02 排出量実質ゼロ」という高い目標を達成するため，地球温暖化対策条例の改正，次期地球温暖化対策計画の策定に向け，オール京都で目標を共有し，議論を深めてまいります。

○　政策名「文化」（政策番号６）　Ｂ→Ｃ

「京都市芸術文化特別奨励制度応募者数」の減少や，新型コロナウイルス感染拡大の影響等による「文化施設の年間入場者数」の減少等があり，総合評価はＣへと下がりました。しかしながら，新型コロナウイルス感染症の影響下においても文化芸術の担い手の活動をしっかりと支援するとともに，文化庁の全面的な移転を控え，文化を基軸としたまちづくりをこれまで以上に推進し，世界的な文化芸術都市・京都の創生を目指してまいります。

○　政策名「消防・防災」（政策番号２６）　Ｂ→Ｃ

伏見区桃山町の事業所火災において多くの尊い命が失われ，「火災による死者の割合」が増加したため，評価が下がりました。この火災を分析・検証し，あらゆる火災に対応できる，避難に特化した「火災から命を守る避難の指針」を策定しており，これを事業者や市民に広く周知・発信することをはじめ，市民のいのちとくらしと財産を守る取組を一層推進してまいります。

○　政策名「くらしの水」（政策番号２７）　Ａ→Ｂ

水道・下水道・河川整備等の取組が概ね着実に進んでいますが，地下埋設物の影響等により，合流式下水道の改善や，平成 16 年記録的豪雨時の河川浸水被害箇所の改修工事の進捗に遅れが出たため，評価が下がりました。「くらしの水」を将来にわたって守り続けていくため，計画的な事業の推進を図ってまいります。

＜政策の評価結果一覧＞

政策	総合評価		客観指標総合評価	
	R2 年度	R 元年度	R2 年度	R 元年度
１　環境	A	B	a	b
２　人権・男女共同参画	B	B	a	a
３　青少年の成長と参加	C	C	b	b
４　市民生活とコミュニティ	B	B	c	c
５　市民生活の安全	C	C	c	b
６　文化	C	B	c	b
７　スポーツ	C	C	c	c
８　産業・商業	A	A	a	a
９　観光	B	B	a	a
１０　農林業	B	B	a	a
１１　大学	A	A	a	a
１２　国際化	B	B	a	a
１３　子育て支援	C	C	c	c
１４　障害者福祉	B	B	a	a
１５　地域福祉	C	C	d	c
１６　高齢者福祉	B	B	a	a
１７　保健衛生・医療	A	A	b	b
１８　学校教育	A	A	a	a
１９　生涯学習	B	B	a	a
２０　歩くまち	B	B	b	a
２１　土地利用と都市機能配置	B	B	a	a
２２　景観	B	B	b	b
２３　建築物	A	A	a	a
２４　住宅	B	B	a	a
２５　道と緑	B	B	b	a
２６　消防・防災	C	B	c	b
２７　くらしの水	B	A	b	a

⑵　施策の評価

施策の総合評価は次のとおりとなりました。昨年度と比べ，２施策の評価が上がる一方で１６施策の評価が下がっています。

施策の総合評価	A 十分に達成されている	B かなり達成されている	C そこそこ達成されている	D あまり達成されていない	E 達成されていない	計
令和２年度	**２６**	**５８**	**２６**	**４**	**０**	**１１４**
令和元年度	３１	６２	１８	３	０	１１４

上記の施策の総合評価の基礎となった**施策の客観指標総合評価**については次のとおりとなりました。昨年度と比べ，１１施策の評価が上がる一方で，２９施策の評価が下がっています。

施策の客観指標総合評価	a 十分に達成されている	b かなり達成されている	c そこそこ達成されている	d あまり達成されていない	e 達成されていない	計
令和２年度	**５８**	**３１**	**１２**	**１０**	**３**	**１１４**
令和元年度	６６	３３	７	７	１	１１４

主な施策の総合評価の結果等

○　施策名「中・大規模の市営住宅団地のマネジメント」（施策番号 2406）　C→B

市営住宅と周辺地域のコミュニティ形成に向けて，その活動の場となる機能を新たに導入した中・大規模の市営住宅団地が増加したことから，評価が上がりました。今後も導入を進めるとともに，団地住民と大学等の周辺地域との交流を進めるなど，団地内外の交流やコミュニティの活性化に取り組んでまいります。

○　施策名「あらゆる災害による被害を最小限に抑える消防活動体制の充実強化」（施策番号 2602）　C→A

「住宅火災１件当たりの焼損面積」を目標値以下に抑えることが出来たため，評価が上がりました。今後も更なる減少を目指し，火災の早期発見，早期通報に効果のある取組を継続するとともに，焼損面積が大きくなりやすい木造建物密集地域の実態把握や，京都らしい街並みを有する地域への新たな出動計画の策定・運用などに取り組んでまいります。

○　施策名「消費生活の安心・安全の推進及び消費者の自立支援」（施策番号 0502）　Ｂ→Ｃ

「消費者教育事業の参加者数」が減少したことに加え，新型コロナウイルス感染拡大の影響で，「消費生活に関する啓発活動を推進する市民ボランティアの活動回数」が減少したことから評価が下がりました。今後は，新しい生活様式の下での市民ボランティア活動の在り方を検討するなど，ウィズコロナ社会に対応した消費者教育・啓発を進めてまいります。

○　施策名「次世代を育むすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり」（施策番号 1303）　Ｂ→Ｃ

平成 27 年度に「子ども・子育て支援新制度」が施行されて以降，短時間認定により保育所を利用できるようになったため，一時預かり保育事業の利用者が減少しています。加えて，新型コロナウイルス感染拡大の影響で，一時預かりやひとり親家庭支援センターの利用が減少したことなどから評価が下がりました。今後も，地域のバランスや保育ニーズ等を勘案しながら保育提供体制を確保するとともに，多様な保育サービスの提供に取り組み，子育てしやすい生活環境を整備してまいります。

○　施策名「高齢者を支えるネットワークの推進」（施策番号 1603）　Ｂ→Ｄ

新型コロナウイルス感染予防のため，ひとり暮らしの高齢者等の安否確認等を電話により行ったことなどから，老人福祉員の訪問活動が減少し，評価が下がりました。高齢者が自ら望む地域で安心して生活できるよう，今後も老人福祉員活動の推進や地域包括支援センターの機能充実等に取り組んでまいります。

○　施策名「山紫水明の自然景観の保全」（施策番号 2201）　Ａ→Ｂ

「三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づく森林整備が着実に進んでいますが，令和元年度は林床整理・植樹に関する新規の許可・協議案件がなかったことから評価が下がりました。今後も同ガイドラインを活用するとともに，森づくりアドバイザーや森づくり実践講座を通じて，広く市民やＮＰＯ・事業者等との協議による三山の森林景観の保全・再生に取り組んでまいります。

＜施策評価結果一覧＞

施策番号	施策名	総合評価		客観指標総合評価	
		R2年度	R元年度	R2年度	R元年度
0101	自然環境とくらしを気遣う環境の保全	A	A	a	a
0102	低炭素型のくらしやまちづくりの実現	B	B	a	a
0103	ごみを出さない循環型社会の構築	A	A	a	a
0201	すべてのひとの人権を尊重する人権文化の構築	C	B	b	a
0202	人権尊重の理念を自主的な行動につなげる取組の推進	B	B	a	a
0203	すべての市民がいきいきと活動できる取組の推進	B	B	b	b
0204	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	B	B	a	a
0205	女性に対するあらゆる暴力の根絶	B	B	a	a
0301	青少年の自主的な活動の促進	C	B	c	a
0302	課題に直面する青少年の総合的支援の推進	D	D	d	d
0303	青少年の成長を支援する環境づくり	B	B	b	a
0401	いきいきと活動する地域コミュニティづくり	B	B	a	a
0402	すべての市民活動団体の活性化	B	B	c	b
0403	地域コミュニティと京都市との新しいパートナーシップ	C	C	c	c
0501	生活安全（防犯・事故防止）の推進	B	B	a	a
0502	消費生活の安心・安全の推進及び消費者の自立支援	C	B	c	a
0601	すべての市民が京都のまちを支え，かつ誇りにできる文化芸術創造のまちづくり	C	B	d	b
0602	歴史に培われた和の文化の継承と新たな創造活動の支援	C	C	d	d
0603	世界的な交流を視野に入れた文化芸術環境の向上	C	C	e	d
0604	かけがえのない文化財の保護，活用と伝承	A	A	a	a
0701	それぞれの年齢や個性，環境に応じてスポーツやレクリエーションを楽しんでいるまちづくり（「するスポーツ」）	C	C	b	b
0702	トップレベルのスポーツに身近に触れられているまちづくり（「みるスポーツ」）	C	C	a	a
0703	多様なスポーツ活動を支え合っているまちづくり（「支えるスポーツ」）	C	C	c	b
0801	多様で活力ある中小・ベンチャー企業の育成と発展支援	A	A	a	a
0802	産学公の連携による新産業の育成・振興と新事業の創出	A	A	a	a
0803	京都の強みを生かした事業環境の整備	A	A	a	a
0804	伝統産業の活性化と新たな展開の推進	B	B	b	b
0805	地域の特性に応じた商業振興	B	B	b	b
0806	ソーシャルビジネス（社会的企業：社会問題の解決を目的として収益事業に取り組む事業体）への支援	B	B	a	a
0807	市民に安心していただける流通体制の強化	A	A	a	a
0808	雇用の維持・確保と新たな雇用創出に向けた取組の推進	B	B	a	a

施策番号	施策名	総合評価		客観指標総合評価	
		R2年度	R元年度	R2年度	R元年度
0901	観光スタイルの質の向上	B	B	a	a
0902	観光都市としての質の向上	B	B	a	b
0903	国際MICE 都市～国際会議，企業研修旅行，イベント等による国際集客都市～への飛躍	B	B	a	b
1001	産業として魅力ある農林業の構築と担い手の育成	C	C	b	b
1002	環境や社会に貢献できる農林業の育成	B	B	a	a
1003	市民との共汗で築く農林業	C	C	b	b
1101	京都で学び，住み続けたくなる「大学のまち」の実現	A	A	b	b
1102	大学の国際化に向けた人材育成と留学生等の受入拡大	B	B	c	c
1103	学生のパワーで活気あふれる「学生のまち」の実現	B	B	b	a
1104	産業の振興と大学教育の充実に向けた産学公地域連携の推進	B	B	c	b
1201	世界中のひとびとを引き寄せる京都の魅力の向上と発信	B	B	b	c
1202	市民主体の国際交流・国際協力の推進	B	B	b	b
1203	外国籍市民等がくらしやすく，活躍できる多文化が息づくまちづくりの推進	C	C	b	b
1301	市民ぐるみ・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり	C	C	d	c
1302	子どものいのちと人権が大切にされるまちづくり	B	A	b	a
1303	次世代を育むすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり	C	B	c	b
1304	子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり	A	A	a	a
1305	子どもの健全育成のための環境づくり，放課後の子どもたちの居場所づくり	D	D	d	d
1401	お互いに認め合い支え合ってくらすまちづくり	B	B	b	a
1402	自立した地域生活への移行促進	B	B	a	a
1403	生きがいをもって働くことができる社会づくり	B	B	b	a
1404	生活しやすい社会環境の整備	B	B	a	a
1501	地域の福祉ニーズの把握	B	B	a	a
1502	地域におけるつながりの構築	B	B	a	a
1503	関係者の連携・協働の推進	C	B	b	a
1504	地域福祉を通じた安心・安全のまちづくり	C	C	d	c
1601	高齢者の尊厳を保つ社会の構築	B	B	a	b
1602	活力ある長寿社会の実現	B	B	b	b
1603	高齢者を支えるネットワークの推進	D	B	d	b
1604	介護サービスの充実による豊かな生活の実現	B	B	a	a
1605	魅力ある介護現場の実現	A	A	a	a
1701	市民の健康づくり活動の推進	B	B	b	a

施策番号	施策名	総合評価		客観指標総合評価	
		R2年度	R元年度	R2年度	R元年度
1702	保健医療サービスの充実	A	A	a	a
1703	食や生活環境の安全・安心の確保	A	A	a	b
1704	健康危機に対する安全・安心の確保	C	B	e	c
1801	市民ぐるみの教育の推進	A	A	a	a
1802	子どもたちに「生きる力」を育む教育の推進	A	A	a	a
1803	教職員の資質・指導力の向上	B	A	b	a
1804	新しい学習環境づくり	A	A	a	a
1901	市民だれもが参加できる「学びのネットワーク」の拡充	A	A	b	b
1902	学びが社会に還元されるしくみづくり	B	B	a	a
1903	子どもを共に育む気運づくり	C	C	b	b
2001	世界トップレベルの使いやすさをめざした公共交通の再編強化	B	B	a	b
2002	歩く魅力を最大限に味わえるような歩行者優先のまちづくり	B	B	a	b
2003	歩いて楽しいくらしを大切にするライフスタイルへの転換（「スローライフ京都」大作戦）	B	B	b	b
2004	地下鉄の魅力向上とまちづくりへのさらなる活用	B	A	b	a
2005	歩行者と共存可能な自転車利用の促進	B	B	a	a
2101	便利でくらしやすい生活圏づくり	B	B	a	a
2102	商業・業務機能が集積したにぎわいのある魅力的なまちづくり	A	A	a	a
2103	創造を続ける南部地域のまちづくり	C	A	d	a
2104	市内各地における個性豊かで魅力的なまちづくり	B	B	a	a
2105	まちづくりを支えるしくみづくり	C	C	b	b
2201	山紫水明の自然景観の保全	B	A	c	b
2202	品格のある市街地景観の形成	B	B	b	b
2203	歴史的な町並みや京町家等の保全	B	B	a	b
2204	無電柱化等による魅力あふれる道路空間の創出	D	D	e	e
2205	市民とともに推進する景観まちづくり	B	B	b	b
2301	安全な新築建築物の供給	A	A	a	a
2302	既存建築物の安全性の向上	A	A	a	a
2303	細街路対策による災害に強いまちづくり	B	B	a	a
2304	環境に配慮され，だれもが使いやすい建築物の誘導	A	A	a	a
2305	公共建築物の先導的整備	A	A	a	a
2401	京都らしいすまい方の継承	B	B	a	a
2402	住宅ストックの良質化のための適正な維持管理や更新の支援	B	B	a	a

施策番号	施策名	総合評価		客観指標総合評価	
		R2年度	R元年度	R2年度	R元年度
2403	既存住宅の流通活性化のための条件整備	C	C	b	b
2404	住宅・住環境の安全性の向上	B	B	a	a
2405	重層的な住宅セーフティネット（安全網）の構築	B	B	a	a
2406	中・大規模の市営住宅団地のマネジメント	B	C	b	c
2501	幹線道路ネットワークの充実	B	B	b	a
2502	健やかな生活が実感できる緑化の推進	A	A	a	a
2503	都市活動を支える社会資本の維持管理	B	B	a	a
2504	まちのにぎわいと潤いを創出する市街地環境の整備	C	C	d	d
2601	火災を未然に防止して市民のいのちとくらしと財産を守る予防消防の推進	C	C	c	d
2602	あらゆる災害による被害を最小限に抑える消防活動体制の充実強化	A	C	a	d
2603	市民への応急手当の普及啓発と救急体制の充実による救命効果の向上	B	B	a	a
2604	地域の災害対応力の向上をはじめとする防災危機管理体制の充実	C	B	c	b
2701	安全・安心な水道・下水道の構築	A	A	a	a
2702	環境負荷の少ない水道・下水道の構築	B	A	c	a
2703	水道・下水道の機能維持・向上	A	A	a	a
2704	市民ニーズに対応した上下水道サービスの推進	B	B	b	a
2705	上下水道事業の経営基盤の強化・安定	A	A	a	a
2706	水辺環境の整備	C	B	d	b
2707	水共生の取組の推進	B	B	a	a

政策・施策の評価票には，客観指標や市民生活実感の変動要因分析や総合評価の判断内容等を掲載しています。

各評価票は，客観指標の根拠となる客観指標基礎データと併せて，京都市の政策評価制度のホームページ（http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000035589.html）で公開していますので，御参照ください。

４　評価結果を市政運営へ活用

評価結果については，来年度の予算編成，各局区等の政策推進などの際に，重要な情報として活用していきます。

５　第三者機関の意見　～京都市政策評価委員会による制度の改善，充実～

今後，第三者機関である京都市政策評価委員会から今回の政策評価結果に関する御意見を頂き，来年度に向けて制度の改善，充実を行います。

京都市政策評価委員会委員（敬称略・五十音順）

赤川　京子	公認会計士
伊藤　可奈	市民公募委員
掛谷　純子	京都女子大学現代社会学部准教授
佐野　亘	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
白井　皓大	市民公募委員
中井　歩	京都産業大学法学部教授
深川　光耀	花園大学社会福祉学部専任講師

（令和２年９月１日時点）

＜参考＞　市民生活実感調査について（令和元年度実施）

※　令和２年度の実施を休止していますので，令和元年度に実施した内容を記載しています。

１　調査対象

２０歳以上の市民４，０００人（住民基本台帳（外国人データ含む）から無作為抽出）

２　調査内容

⑴　生活実感

「京プラン」に掲げた「みんなでめざす１０年後の姿」に対して，今の市民生活がどうなっているかをお尋ねするため，１３０の設問について市民の実感を，次の５段階で回答いただくもの

ａ：そう思う　ｂ：どちらかというとそう思う　ｃ：どちらとも言えない
ｄ：どちらかというとそう思わない　ｅ：そう思わない

⑵　政策の重要度

２７政策のそれぞれについて，市民が考える重要度を５段階で回答いただくもの

⑶　市政への関心度

市政への関心度合いを５段階で回答いただくもの

⑷　幸福実感

幸福の実感度合いを５段階で回答いただくもの

３　調査期間

令和元年５月１７日～６月１７日

４　回収状況

有効回答数　１，４５４　（回収率：３６．４％）

	有効回答数	回収率
令和元年度	**１，４５４**	**３６．４％**
平成３０年度	９６４	３２．１％
平成２９年度	１，０６９	３５．６％

※調査対象者数
令和元年度は４,０００人
平成２９，３０年度は3,０００人

５　調査結果

⑴　生活実感

ア　生活実感調査結果の集計

	ａ	ｂ	ｃ	ｄ	ｅ	計
令和元年度	**２０**	**４８**	**５５**	**７**	**０**	**１３０**
平成３０年度	**２２**	**４５**	**５６**	**７**	**０**	**１３０**
平成２９年度	２２	５１	５０	７	０	１３０

＊　以下，ａとｂを合わせて「肯定的な回答」，ｄとｅを合わせて「否定的な回答」といいます。

イ　肯定的な回答をした人の割合が高い設問

令和 元年度	**①三山の山並みなどの自然風景は，美しく魅力がある。(83.4%)**
	②京都の上下水道は，安全で安心していつでも利用できる。(82.8%)
	③京都では，文化芸術にかかわる活動が盛んである。(80.0%)
平成 ３０年度	①三山の山並みなどの自然風景は，美しく魅力がある。(85.5%)
	②地下鉄，市バスは，市民生活に役立っている。(84.8%)
	③京都の上下水道は，安全で安心していつでも利用できる。(82.8%)
平成 ２９年度	①三山の山並みなどの自然風景は，美しく魅力がある。(84.3%)
	②京都では，文化芸術にかかわる活動が盛んである。(81.4%)
	③高齢社会が進展するなか，介護職が重要な仕事となっている。(79.4%) ③京都の上下水道は，安全で安心していつでも利用できる。(79.4%)

ウ　否定的な回答をした人の割合が高い設問

令和 元年度	**①プロスポーツやトップレベルのスポーツに身近に触れる機会がある。(46.5%)**
	②まちなかや観光地において，自動車による渋滞が減っている。(43.5%)
	②身近な地域で空き家が減っている。(43.5%)
平成 ３０年度	①プロスポーツやトップレベルのスポーツに身近に触れる機会がある。(49.4%)
	②まちなかや観光地において，自動車による渋滞が減っている。(43.7%)
	③京都の農林業が魅力を増し，後継者や新たな担い手が育っている。(40.4%)
平成 ２９年度	①プロスポーツやトップレベルのスポーツに身近に触れる機会がある。(48.0%)
	②まちなかや観光地において，自動車による渋滞が減っている。(45.4%)
	③身近な地域で空き家が減っている。(38.1%)

エ　政策の生活実感評価

生活実感調査の回答を点数化（a：2点　b：1点　c：0点　d：－1点　e：－2点）し，政策分野別に集計した結果，生活実感評価の高い政策分野順位は別表１のとおりとなりました。

【別表１】生活実感評価の高い政策分野順位

令和元年度 順位	政策分野	平成 30 年度 順位
1	くらしの水	1
2	保健衛生・医療	3
3	大学	5
4	文化	4
5	景観	2
6	消防・防災	9
7	国際化	7
8	観光	6
9	土地利用と都市機能配置	8
10	学校教育	11
11	環境	10
12	生涯学習	12
13	産業・商業	13
14	道と緑	14
15	子育て支援	17
16	高齢者福祉	16
17	歩くまち	15
18	建築物	18
19	市民生活とコミュニティ	19
20	地域福祉	20
21	市民生活の安全	21
22	障害者福祉	22
23	スポーツ	23
24	人権・男女共同参画	24
25	住宅	25
26	青少年の成長と参加	26
27	農林業	27

⑵　政策の重要度【別表２参照】

２７政策それぞれについて，市民が考える政策の重要度を，「重要である」，「どちらかというと重要である」，「どちらとも言えない」，「どちらかというと重要ではない」，「重要ではない」の５段階で回答いただくもの

「重要である」又は「どちらかというと重要である」と回答した人の割合が高い政策

令和元年度	**①消防・防災，②くらしの水，③環境，④学校教育，⑤保健衛生・医療**
平成３０年度	①消防・防災，②くらしの水，③環境，④保健衛生・医療，⑤市民生活の安全
平成２９年度	①消防・防災，②くらしの水，③保健衛生・医療，④市民生活の安全，⑤環境

⑶　市政への関心度（市政への関心度合いを５段階で回答）

	関心がある	少しは関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	わからない	無回答
令和元年度	**32.9%**	**47.1%**	**11.0%**	**1.2%**	**3.9%**	**3.9%**
平成 30 年度	29.1%	47.6%	13.1%	1.7%	4.0%	4.5%
平成 29 年度	31.1%	50.6%	11.1%	1.1%	4.3%	1.8%

⑷　幸福実感（幸福の実感度合いを５段階で回答）

	とても幸せだと思う	どちらかというと幸せだと思う	どちらとも言えない	どちらかというと幸せではないと思う	不幸せだと思う	無回答
令和元年度	**15.9%**	**58.0%**	**15.1%**	**5.4%**	**1.2%**	**4.4%**
平成 30 年度	16.9%	57.7%	16.6%	4.4%	0.9%	3.5%
平成 29 年度	17.9%	58.5%	16.1%	5.1%	0.7%	1.7%

【別表２】政策の重要度

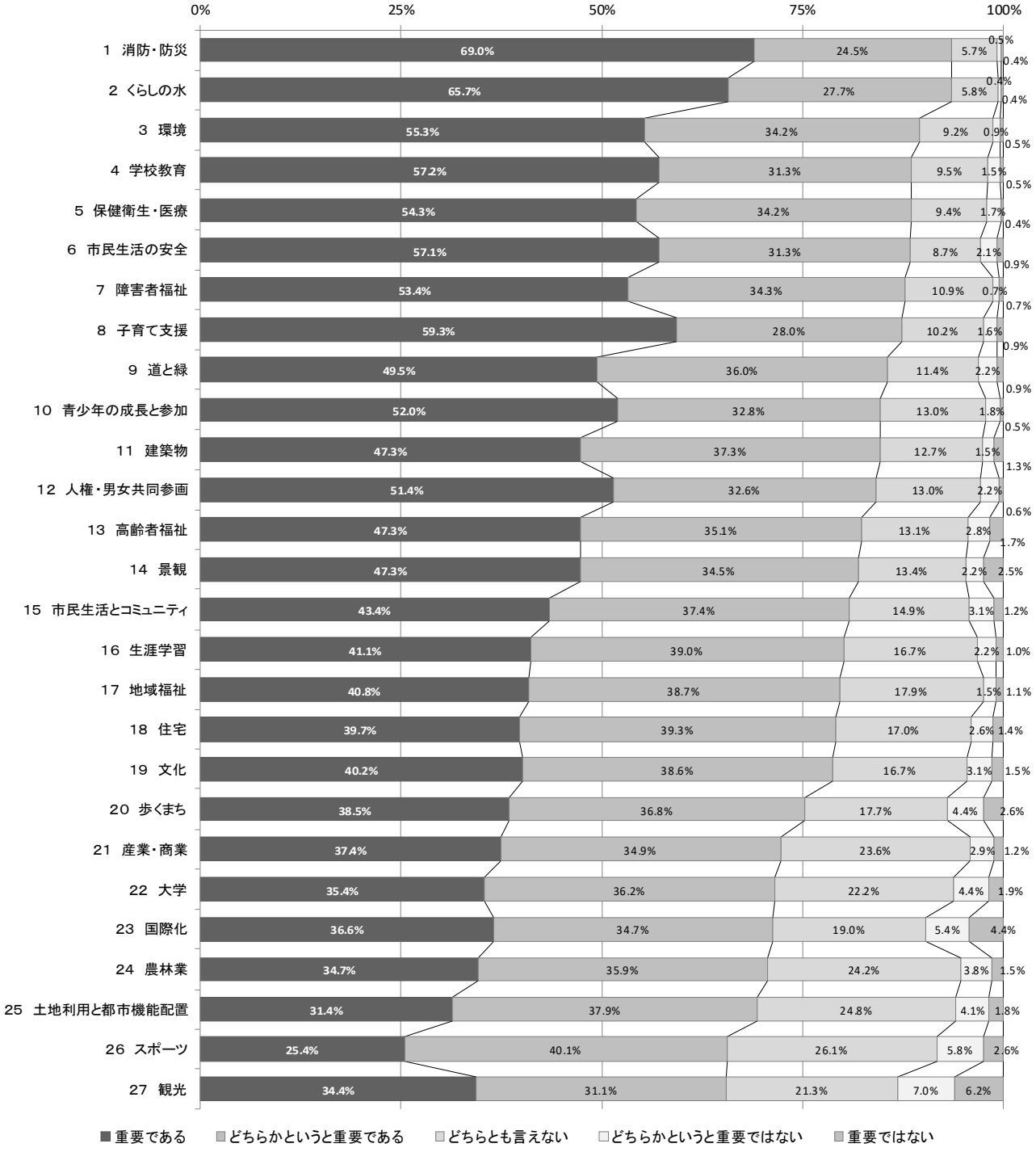

※　上記グラフ内は，有効回答に占める「重要である」～「重要ではない」を選択した人の割合を記載している。

※　政策重要度は，「重要である」又は「どちらかというと重要である」を選択した人数を有効回答数で除する方法により，順位付けを行っている。

　なお，上記グラフではそれぞれの割合の内訳を示しているため，四捨五入の関係で，「重要である」と「どちらかというと重要である」の割合の合計が同率となる場合がある。

【参考】政策重要度と生活実感のマトリックス

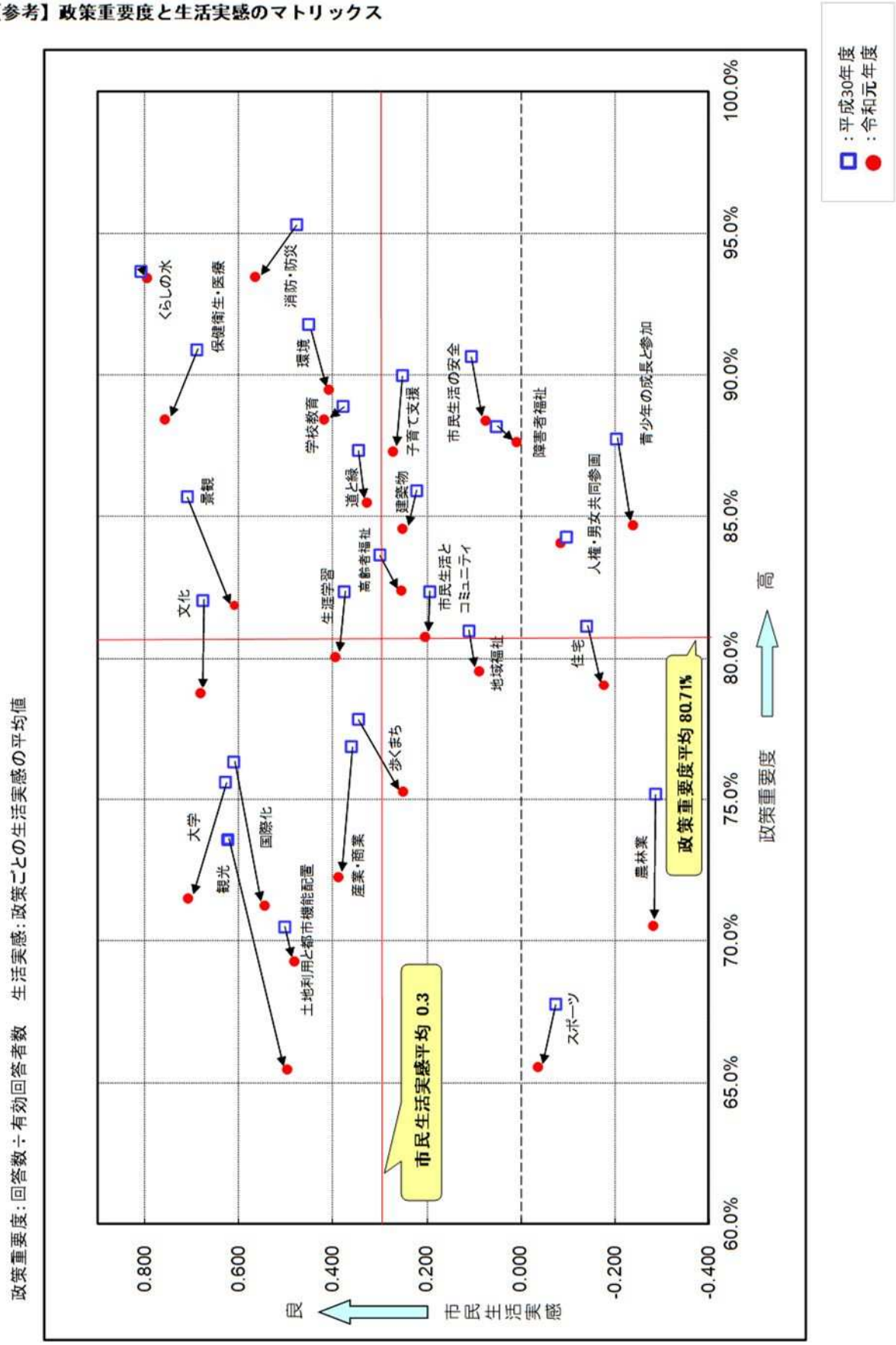

政策評価結果は以下のホームページに掲載しています。
（「政策評価制度」ホームページ
https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000035589.html）
また，９月２３日（水）から京都市情報公開コーナーに
おいても公開します。

京都市の政策評価に関する御意見・御提案をお待ちしています。

○　ホームページ内の送信フォームによる受付
（「市民意見申出制度」ホームページ
https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000253980.html）

○　電話・ＦＡＸによる受付
京都市総合企画局市長公室政策企画調整担当
TEL：075-222-3035　　FAX：075-213-1066

資料４－１

令和３年度以降の市民生活実感調査設問案の作成について

１　目的

本市の政策評価制度のうち「市民生活実感評価」については，京都市基本計画を基に設問を作成し，市民の実感をアンケートで調査し評価を行っている。

令和３年度以降の政策評価については，現在策定中の次期京都市基本計画（案）（資料１参照）に基づき評価を実施する必要があるため，同計画案に基づき新たに市民生活実感調査設問を作成する。

２　設問作成の方向性

(1)　令和元年度「政策評価制度に関する意見」で定めた考え方に沿って作成する。

ア　「みんなでめざす 2025 年の姿」一つにつき１問作成する。
イ　回答者が第三者的な視点で直感的に判断できる形式に統一する。
ウ　難解な単語や，回答者が判断に迷うような記載を避けるなど，分かりやすい表現にする。
エ　語尾は基本的には「～である。」「～している。」，近年注目され始めた，又は現状改善を目的とする場合は「～になってきている。」とする。
オ　「京都」の使用は，京都らしさを直感的にイメージしやすい分野や，区域を限定した方が京都での生活実感としてイメージしやすい場合に限ることとする。すべて京都市民の生活実感であるため。
カ　「誰もが」「あらゆる」「ひとりひとりが」など，100 パーセントの達成を求める表現はしない。

(2)　次期「姿」が現「姿」とほぼ同じ内容である場合は，現行の設問を引き継ぐ。

次期基本計画（案）における「姿」の内容が現基本計画から大幅には変わっていないものについては，現行の設問を引き継ぎ，引き続き市民実感の変化を追い続けることとする。

ただし，現行の設問の回答率が低いなど，市民に分かりにくい表現になっていると考えられるものについては修正を行う。

(3)　設問の文字数は概ね 50 字以内に抑える。

アンケート調査票のページ数が多くなると回収率が低下する恐れがあるため，１問当たり概ね 50 字以内を目安とする。

（裏面あり）

(4) 「姿」の内容から乖離し過ぎないようにする。

市民が答えやすい設問にする必要がある一方で,「姿」の主旨から大きく乖離したものは当該政策・施策を評価する設問としては不適切であるため，分かりやすさと正確さのバランスに留意して作成する。

資料４－２

令和３年度以降の市民生活実感調査設問案

＜記号の説明＞

☆…次期「姿」が現「姿」とほぼ同じ内容であるが，現行の設問から修正している設問
★…次期「姿」とほぼ同じ内容の現「姿」がなく，新規に作成した設問

政策分野１　環境

（資料１－１・基本計画案２７ページ参照）

施策	姿	設問	（参考）現行設問
施策１　脱炭素型のくらしや持続可能なエネルギー社会の実現	**脱炭素社会の実現に向けたまちづくりが進んでいる** 2050年までの二酸化炭素排出量「正味ゼロ」に向けた地球環境の保全と経済復興との両立をめざすことがオール京都で共有され，省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーのさらなる普及拡大，社会・経済システムの変革やライフスタイルの転換，産学公連携によるイノベーションが進んでいるとともに，気候変動の影響への適応の取組が推進されている。	☆ **環境に配慮した行動を実践する社会になってきている。** (25字)	・省エネや省資源に取り組むひとや，徒歩，自転車，公共交通機関を利用するひとが増えている。 ・太陽光発電や使用済み天ぷら油の燃料化など，環境にやさしい技術やエネルギーの活用が進んでいる。 ・京都では，環境にやさしい行動を当たり前のこととして実践するひとや事業者が増えている。
施策２　生物多様性豊かな自然と調和した快適で安心・安全なまちの実現	**自然環境をかけがえのないものととらえ，生物多様性保全の取組が進んでいる** 豊かな自然の恩恵のなかでくらしや文化が形成されていることから，生物多様性の保全なくして京都のまちが持続・発展することは不可能であることをさまざまな主体が再認識し，生物多様性保全の取組が進んでいる。	☆ **様々な生き物が生息する良好な自然環境が保たれている。** (26字)	・京都の子どもたちは，山紫水明の自然環境をかけがえのないものと実感している。 ・「きれいな空気，清らかな川，静かなまち」など，よい環境が保たれている。
施策３　ごみの出ない循環型社会の構築	**ごみの出ないくらしと事業活動が広がっている** ものを大切にする「もったいない」，「しまつの心」といった精神が市民・事業者等に一層浸透し，観光客にも理解されることで，環境にやさしいくらしと事業活動への転換が進み，さらなる2R及び徹底的な分別・リサイクル，リニューアブル等，ごみの出ない循環型社会の構築に向けた取組がより一層実践されている。	☆ **マイバッグの利用やごみの分別・リサイクルの徹底など，ごみの出ないくらしと事業活動が広がっている。** (48字)	・マイバッグやリサイクル製品など，ごみを出さないようなくらしと事業活動が広がっている。 ・ごみを分別して出せる拠点が身近にあり，ごみのリサイクルが進んでいる。

施策4	環境と調和した持続可能な社会を構築する担い手が育つまちの実現

→

姿4	環境と調和した持続可能な社会を構築する担い手の育成が進んでいる
	子どもから大人まで，誰もが気軽に学べるよう，環境学習施設等を拠点として，行政，地域団体，事業者等のさまざまな主体による環境教育・学習の輪が広がることで，環境と調和した持続可能な社会を構築する担い手が育ち，あらゆる場において，それぞれの役割を果たすかたちで活躍している。

→

★

設問4	暮らしの中で，環境について学び，実践する人が世代を問わず増えてきている。

(36字)

政策分野２　人権・男女共同参画

（資料１－１・基本計画案３１ページ参照）

施策１	すべての人の人権を尊重する人権文化の構築	姿１	**一人一人が互いを認め合い，より豊かな人間関係が育まれている** 子どもも高齢者も，障害のある人もない人も，性別や国籍，民族，生まれや生い立ちに関係なく，一人一人がみずからの人権の大切さを十分に認識するとともに，すべての人の人権を尊重することの重要性を正しく認識することで，互いを認め合い，より豊かな人間関係が育まれている。	設問１	**くらしのなかで互いの人権を尊重し合う習慣と行動が広がっている。** (31字)	（参考）現行設問 くらしのなかで互いの人権を尊重し合う習慣と行動が広がっている。
施策２	人権尊重の理念を主体的な行動につなげる取組の推進						
施策３	すべての市民がいきいきと活動できる取組の推進	姿２	**すべての市民がいきいきと活動できる場所と機会に恵まれている** すべての市民が個人として認められるとともに，いきいきと活動できる場所と機会に恵まれ，自分にあった働き方や安心した生活のために必要な支援を受けられることで，自分の能力を十分に発揮できている。	設問２	**いきいきと活動して自分の能力を発揮する場所や自分に合った働き方を見つける機会がある。** (42字)	いきいきと活動して自分の能力を発揮する場所や自分に合った働き方を見つける機会がある。

施策4	男女間等におけるあらゆる暴力の根絶	姿3	**男女間等におけるあらゆる暴力が根絶され，安心してくらしている** DVやセクシュアル・ハラスメントなどのあらゆる暴力に関する正しい理解が市民に行き渡り，相談先が広く認知され，総合的な支援が受けられることで，個人の尊厳が確立され，安心してくらすことができている。	☆	設問3	**男女間等における暴力や性的いやがらせが根絶された社会になってきている。** (35字)	女性に対する暴力や性的いやがらせが根絶された社会になってきている。
施策5	真のワーク・ライフ・バランスの推進	姿4	**真のワーク・ライフ・バランスが進展している** 誰もが仕事と家庭生活を両立し，地域活動や社会貢献活動にも積極的に参加する真のワーク・ライフ・バランスが進展することで，生きがいと充実感をもって心豊かな生活を送ることができ，企業の生産性の向上や地域の活性化も進んでいる。	☆	設問4	**仕事と生活（家庭や地域活動など）をバランスよく充実できる社会になってきている。** (39字)	女性も男性も，仕事と生活（家庭や地域活動など）をバランスよく充実できる社会になってきている。

政策分野３　市民生活とコミュニティ

（資料１－１・基本計画案３５ページ参照）

施策	姿	設問	（参考）現行設問
施策１　誰もが地域活動に参加しやすくなるきっかけ・しくみづくり	**姿１** **誰もが気軽に参加できる居場所があり，顔の見える関係づくりやICT（情報通信技術）を活用した新しい関係づくりを通して，人と人とがつながり，安心してくらすことができている** 誰もが気軽に参加できる居場所があり，従来からの積極的な日頃の声かけなどによる顔の見える関係づくりに加えて，ICTを活用した新しい関係づくりによって，人と人とがつながり，安心してくらすことができている。	☆ **設問１** **近所で日頃からあいさつが行われるなど，人と人とがつながり，安心して暮らせる地域になっている。** (46字)	地域の一員として安心してくらせるまちになっている。
施策２　地域の多様なコミュニティの活性化に向けた支援	**姿２** **地域の多様なコミュニティが自分たちの地域の課題を把握し，解決に向けて主体的に取り組んでいる** 地域のさまざまな課題に対して，地域住民が関心をもって参加し，関係機関と連携しながら主体的に取り組める多様なコミュニティができている。そこでは，自分たちの地域の課題を把握し，防災・減災や見守り活動をはじめとする地域課題の解決に向けて取り組まれている。	☆ **設問２** **自治会・町内会等の地域団体が，防災や見守り，清掃，お祭りなどの取組を行っている。** (40字)	地域のひとが，環境や子育て，青少年の育成などの地域の課題に，自分たちで取り組んでいる。
施策３　市民活動団体等と地域団体との連携を深める取組の推進	**姿３** **市民活動団体等と地域団体が連携し，地域コミュニティの活性化に向けた活動が進んでいる** NPOをはじめとする市民活動団体や地域企業，大学等と地域団体が，それぞれの特徴や強みを生かして連携し，地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた活動が進んでいる。	☆ **設問３** **地域活動に，NPOやボランティア，大学，企業などの様々な団体が関わり，協力している。** (42字)	多様なNPO（公益活動を行う市民活動団体の一種）やボランティア組織と町内会・自治会などの地域の組織が協力して活動している。

政策分野４　市民生活の安全

（資料１－１・基本計画案３９ページ参照）

施策		姿			設問		（参考）現行設問
施策１	生活安全（防犯・交通事故防止）の推進	姿１	**担い手を確保し，防犯等の地域活動が活発に行われている** より多くの地域住民が，防犯等の地域活動へ参加するとともに，京都市，京都府警察などの行政機関だけでなく，事業者も含め，地域が一体となった活動が展開されている。防犯等の地域活動の担い手不足も解消され，活動をしている姿を周囲へ見せる，玄関先に防犯標語を掲げるなど，身近な地域の目が増え，「見せる防犯」が広がり，犯罪の芽を生み出さない環境が作られている。	★	設問１	**市民・事業者等により，地域の防犯・交通安全活動が盛んに行われている。** (34字)	
		姿２	**地域のつながりが一層深化し，いつ・どんなときも助け合えるまちになっている** 防犯活動や交通安全運動の活性化を通じて，市民のなかに防犯・交通事故防止の安全意識が醸成されることはもとより，地域のつながり・交流が一層深まり，いつ・どんなときでも助け合える，誰もが心強く，安心して安全にくらせるまちとなっている。	☆	設問２	**犯罪や交通事故など万が一のことがあっても，お互いに助け合えるまちである。** (36字)	犯罪や事故など万が一のことがあっても，お互いに助け合えるまちである。

施策２	消費生活の安心・安全の推進及び消費者の自立支援	姿３	**消費者被害の防止が図られ救済体制も充実している** ICT（情報通信技術）の進展に伴う契約形態の変化等により消費生活相談が複雑化・多様化する状況に対して，手口やその対処法を迅速かつ適切に情報提供することにより，消費者被害の未然防止・拡大防止が進むとともに，被害に遭った場合の救済体制が充実している。	設問３	**悪質商法などによる消費者被害を防止し，被害を救済するしくみが整っている。** (36字)		悪質商法などによる消費者被害を防止し，被害を救済するしくみが整っている。
		姿４	**みずから考え行動する消費者が増えている** 消費者の消費生活における自立を促進するうえで必要な情報や知識を普及させ，消費生活総合センターと地域の多様な主体が連携し，消費者被害の掘り起こしを行うことにより，消費者がみずから考え行動している。	☆ 設問４	**消費生活に関する情報や知識を備え，みずから考え行動する消費者が増えている。** (37字)		消費生活に関する情報や知識を備えた自立した消費者が増えている。

政策分野５　文化

（資料１－１・基本計画案４３ページ参照）

							（参考）現行設問
施策１	文化による持続可能な共生社会の実現	姿１	**日常のくらしのなかに文化がとけこみ，誰もが文化に触れることができている** 文化が市民の生活や，身近なくらしの場である地域の中にしっかりと根付くなど，日常のくらしのなかに文化がとけこんでいる。また，新しい生活スタイルの下でも文化の新たな発信や展開を通じて，すべての人が京都の伝統文化から現代芸術まで幅広い文化により一層触れ，親しみ，楽しみ，人生の豊かさを実感できる，持続可能で多様性のある共生社会が実現している。	☆	設問１	**日々のくらしに文化がとけ込み，文化に触れることが出来ている。** (30字)	市民の生活に文化芸術がとけ込んでいる。
施策２	文化と経済の好循環の創出と京都・日本の文化の発信	姿２	**文化によって社会，経済が活性化され，国際文化交流を通じて，社会課題の克服や世界平和に貢献している** 京都が有する有形無形の豊かな文化が大切にされる社会にあって，文化と他分野との融合を積極的に推進することで，文化がまちづくりや京都が誇る伝統工芸から先端技術まで，さまざまなものづくり分野などと融合し，新たな価値やイノベーションが創出されている。また，これに伴い，京都ならではの文化と経済の好循環が生み出され，社会，経済が活性化し，文化にかかわるすべての人々の生活が豊かになっている。さらに，国際文化交流が回復し，新たに展開するなかで京都・日本の文化の魅力が世界に伝わって，相互理解が深まり，社会課題の克服や世界平和に貢献している。	☆	設問２	**文化芸術活動によって，社会や経済が活気づいている。** (25字)	文化・芸術活動によって，京都のまち全体が活気づいている。
				★	設問３	**海外との文化交流が進み，相互理解が深まっている。** (24字)	

施策3	日本の宝である京都文化遺産の継承	姿3	**京都文化遺産が，多くの市民や関係者により生かされ，守り伝えられている** 京都の奥深い歴史や文化を伝える有形無形の文化遺産や衣食住などの伝統的なくらしの文化が，多くの市民や大学，企業等の関係者により日々のくらしのなかに生かされ，京都文化遺産として大切に守り伝えられている。	☆ 設問4	**有形無形の京都文化遺産が日常生活の中で生かされ，大切に守り伝えられている。** (37字)	文化財が社会全体で大切にされ，地域の活性化にもつながっている。
施策4	文化芸術活動を継続・発展させていくためのしくみの構築	姿4	**京都の文化の担い手・支え手が育ち，活躍している** 市民，芸術家，文化関係者，文化財所有者，企業，大学や文化施設など文化にかかわるさまざまな団体と行政がネットワークを形成している。また，文化の継承・創造・発信のための環境が整えられ，文化の担い手・支え手が育ち，活発な文化芸術活動を行っている。	★ 設問5	**文化芸術に携わる人や応援する人が育ち，文化の継承・創造・発信のための環境が整えられ，文化芸術活動が活発に行われている。** (59字)	

政策分野６　スポーツ

（資料１－１・基本計画案４７ページ参照）

（参考）現行設問

施策１	スポーツが身近にある健康で心豊かなくらしの実現	姿１	**スポーツを楽しみ，スポーツを通して健康で心豊かなくらしを築いている** 市民がそれぞれの個性，関心等に応じて生涯にわたって自発的にスポーツを楽しむことができる環境が整備されることで，スポーツを通して健康で心豊かなくらしを築くことができている。	☆ 設問１ **市民がスポーツを楽しみ，健康で心豊かにくらしている。** (26字)	気軽に体を動かしたり，スポーツやレクリエーションを楽しんだりする機会がある。
施策２	スポーツの絆が生きる社会の推進	姿２	**スポーツを通して，多様な人と人とがつながっている** 市民が年齢，性別，障害の有無などにかかわらず，スポーツを楽しみ，その活動を支え合うことで，スポーツを通して互いの人格を尊重し，多様な人と人とがつながっている社会を築くことができている。	☆ 設問２ **市民がスポーツを楽しんだり，スポーツを支える活動を通じて，様々な人と人とがつながっている。** (45字)	スポーツイベントや運動会，レクリエーションなどの活動を，スタッフやボランティアとして支えるひとが増えている。
施策３	スポーツによるまちの魅力向上	姿３	**スポーツを身近に感じ，スポーツがまちの魅力を高めている** 市民がプロスポーツをはじめ，トップレベルのスポーツに身近に触れることができ，スポーツが文化，産業，観光，環境，教育など，さまざまな分野とつながることで，まち全体の魅力を高めることができている。	☆ 設問３ **市民がプロスポーツやトップレベルのスポーツを身近に触れる機会があり，スポーツがまちの魅力を高めている。** (51字)	プロスポーツやトップレベルのスポーツに身近に触れる機会がある。

政策分野７　産業・商業

（資料１－１・基本計画案５１ページ参照）

施策		姿		設問		（参考）現行設問
施策１	地域企業の持続的発展と地域企業を支える多様な担い手の活躍	姿１	**地域や文化を支え，京都経済の原動力である地域企業が，地域とともに持続的に発展している** 京都経済のみならず，市民のくらしや地域の活動，文化を支えてきた地域企業が，先人から受け継いだ商いの哲学や創業精神を大切にしながら，新たな事業展開に挑戦するとともに，地域の人々が地域企業を知り，その製品やサービスを積極的に利用することなどにより，地域とともに持続的に発展するまちとなっている。	★ 設問１	**京都には，地域とともに発展し，大切にされている企業やお店が沢山ある。** (34字)	
		姿２	**多様な担い手が地域企業を支え，誰もが働く喜びを実感できている** 女性や，障害のある人，外国人など多様な担い手が活躍し，企業の担い手の確保につながるとともに，デジタル技術を生かした働き方改革の推進や雇用のミスマッチの解消によって，若者から高齢者まで世代を問わず，誰もが働く喜びを実感できるまちとなっている。	☆ 設問２	**女性や障害のある人，外国籍の人など，様々な人が京都の企業でいきいきと働いている。** (40字)	働くことを希望するひとがいきいきと働ける場を得る機会がある。
施策２	新たな価値を創造し続けるものづくり都市の確立と強靭な産業構造への進化	姿３	**ものづくり都市として，新たな価値を創造し続けている** 全国有数のものづくり都市として発展してきた京都の強みを生かし，グリーン，ライフ，コンテンツをはじめとした成長産業を創出され，世界市場に進出するとともに，企業の研究開発・製造・物流を支えるオフィス，事業用地が生み出され，多種多様な産業，ビジネスが集積することにより，新たな価値を創造し続けるまちとなっている。	☆ 設問３	**京都では，独自性の高い製品が生み出され，世界で活躍する企業が多く集まっている。** (39字)	京都では，価値を高めるために工夫したものづくりが行われている。

施策3	世界に羽ばたく企業が生まれる世界有数のスタートアップ拠点都市の構築	姿4	**世界有数のスタートアップ拠点都市として，世界に羽ばたく企業が生まれている** 起業家やクリエイティブな人々が国内外から京都に集まり，事業者や大学，学生，アーティスト等との交流・協働により，次々に新たなイノベーションが起こるエコシステムが形成され，世界に羽ばたく多種多様なスタートアップ企業や，社会課題を解決する企業が生まれるまちとなっている。	★ 設問4	**国内外から起業家など様々な人が集まり，世界に羽ばたく企業が生まれている。** (36字)	
施策4	地域と文化を支える伝統産業，商業の振興	姿5	**日本の文化を支える京都の伝統産業が，魅力的な産業として継承されている** 全国の産地と結びつき，日本の文化を支えてきた京都の伝統産業が，文化やアート等の新たな要素を取り入れながら，時代のニーズに対応した商品開発や，海外への販路開拓を積極的に進める魅力的な産業として次世代に継承されるまちとなっている。	★ 設問5	**現代のライフスタイルにも対応した伝統産業製品が生み出され，次世代を担うつくり手が育ってきている。** (48字)	
		姿6	**商いでにぎわい，都市の活力が生み出されている** 意欲ある商業者が才覚を発揮するとともに，地域に魅力あるお店が増加し，地域コミュニティの場でもある商店街が活性化することで，人とお店，地域の結びつきが強まり，若者から高齢者まで幅広い年齢層の市民や観光客が安心して快適に買物を楽しむことができるまちとなっている。	☆ 設問6	**京都は活気ある商店が地域のにぎわいを生み出し，快適に買い物ができるまちである。** (39字)	京都の商業は盛んで楽しく買い物ができ，元気な商業者が多い。
施策5	京の食文化の継承・発展と安全・安心な生鮮食料品等の安定的な供給	姿7	**安全・安心な流通体制が構築され，京の食文化が生き続けている** 施設機能の維持・充実により高い衛生水準が確立された中央卸売市場を中心に，全国の安全・安心で優れた食材が安定して流通する体制が整い，市民生活のなかで京の食文化が継承・発展し続けるまちとなっている。	☆ 設問7	**安心・安全で品質の良い食材が流通している。** (21字)	京都の卸売市場は，安全・安心な生鮮食品の提供に役立っている。
				★ 設問8	**京の食文化が受け継がれ，発展し続けている。** (21字)	

政策分野８　観光

（資料１－１・基本計画案５５ページ参照）

施策	姿	設問	（参考）現行設問
施策１　市民生活の豊かさの向上	**市民生活と観光の調和が図られ，市民が豊かさを実感している** 一部の観光地・市バスにおける混雑，観光客のマナー問題，違法・不適正な宿泊施設などの観光課題の解決が図られ，市民と観光客の安心・安全が確保されるとともに，観光関連事業者のみならず，幅広い産業にまで観光の経済効果が行き渡り，市民が観光による生活の豊かさを実感している。 また，市民が，京都の文化をしっかり享受し，知り，学び，楽しむとともに，国内外からの観光客との交流が進んでいる。	☆ **観光は産業振興や雇用拡大，文化や景観の維持・向上，公共交通の充実など，地域に恩恵をもたらしている。** (49字)	京都は，市民にとってくらしやすい観光都市である。
施策２　京都観光の質の向上	**京都観光の質が向上し，観光客が高い満足を感じている** 地域の隠れた魅力の発掘・活用により，多様な魅力をもつエリアへの観光客の誘客，長期滞在が促され，宿泊比率の増加により，市域全体ににぎわいが広がっている。 また，地域固有の歴史・文化・自然の魅力を生かして，宿泊施設の質が高まり，地域のさらなる活性化が図られるなど，京都観光の質が向上し，文化がさらに進化するとともに観光客が高い満足を感じている。	☆ **文化財や街並み，食，買い物等の多様な魅力が高まり，観光客が高い満足を感じている。** (40字)	・京都は，観光客にとって質の高い観光都市である。 ・じっくり滞在し，ほんものとふれあい，歩いて楽しむ観光客が増えている。
施策３　MICE誘致の推進	**MICE都市としての魅力が確立し，世界の人々が集うまちになっている** 世界の平和や人類の未来に貢献する会議の舞台を京都が提供し続けることにより，国際MICE都市としての京都ブランドが確立している。 また，MICE振興の意義や効果について，市民や事業者の理解が進み，MICE誘致・開催に積極的に取り組む機運が醸成され，地域経済の活性化に貢献している。	☆ **MICE(企業ミーティング，企業研修旅行，国際会議，イベント等)が盛んに開かれ，世界中から人が集まっている。** (54字)	京都は，国際会議などが盛んに開かれるMICE（企業のミーティング，企業研修旅行，国際会議，イベントなどの総称）都市になってきている。

施策4	京都の観光を支える担い手の確保と育成	姿4	**京都の観光を支える担い手の確保と育成が進んでいる** 京都の観光産業の正規雇用の割合が増加するなど，より安定した雇用を生む産業となり，その担い手の確保と育成が進むことで，京都のおもてなし力が向上している。	★ 設問4	**京都では，観光業がやりがいと誇りを持って働くことができる魅力的な職業となっている。** (41字)	
施策5	安心・安全で持続可能な観光の実現	姿5	**安心・安全で，持続可能な観光を実現している** 地震や豪雨などの災害，感染症などさまざまな危機が発生したときにも，観光客・市民双方の安心・安全と観光の両立が図られるとともに，観光関連事業者のリスク対応力が向上し，危機に強い持続可能な京都観光が確立している。	★ 設問5	**京都では，災害や感染症などの様々な危機に対応できる安心・安全な観光が実現している。** (41字)	

政策分野９　農林業

（資料１－１・基本計画案５９ページ参照）

								（参考）現行設問
施策１	産業として魅力ある農林業の構築と担い手の育成	→	姿１	**農林業の産業としての魅力が高まり，多様な担い手が活躍できる環境が整っている** 京都の歴史・風土・文化を生かした，付加価値の高い農林産物や地域の需要にこたえる農林産物の生産・販路拡大の推進，消費者の生活スタイルや社会需要の変化への対応力の強化，ICT（情報通信技術）やロボット技術の導入等による省力化・効率的作業の実現，さらには農地の集積や森林経営の大規模集約化の促進により，農林家の所得向上を図るとともに，農地・森林が有する多面的価値を活用したビジネスの創出を促進することで産業としての魅力が向上し，多様な担い手が活躍できる環境となっている。	→	☆ 設問１	**農林業が魅力的な産業となり，後継者や新たな担い手が育っている。** (31字)	------	京都の農林業が魅力を増し，後継者や新たな担い手が育っている。
施策２	災害や環境変化への高い対応能力を備えた農林業の推進	→	姿２	**災害や環境変化への対応能力が向上している** 農業用水路やため池等の農業用施設の効率的かつ効果的な維持管理，適切な森林管理による災害に強い森づくり，さらには農林業に深刻な被害をもたらす野生鳥獣への対策等が進み，自然災害や環境変化への対応能力が向上し，農林家をはじめ市民のくらしを守ることができている。	→	★ 設問２	**災害や自然環境の変化，野生鳥獣などによる農林業被害への未然防止対策が進んでいる。** (40字)	------	

施策3	都市の魅力，環境，社会と食文化の推進に貢献する農林業の推進	姿3	**農林業が京都の都市の魅力を支えるとともに，環境や社会に貢献している** 良好な農山村環境や生物多様性を保全することにより，京都の豊かな食文化や伝統産業等が守り伝えられている。さらに，環境に配慮した農作物の栽培や，持続的な森林資源の利用による二酸化炭素の排出量削減のほか，福祉，教育，まちづくり等との分野横断的な連携等により，農林業が環境や社会に貢献している。	☆	設問3	**農林業が京の食文化や伝統産業を支え，環境や健康づくりなどの様々な分野にも役立っている。** (43字)	京都の農林業は，環境に負荷をかけない栽培の取組や森林の整備を通して，地域社会に役立っている。
施策4	市民との連携で築く農林業	姿4	**市民の農林業への参加と理解が進み，人と自然が共生するまちづくりが進んでいる** 市街地に近接する農地や，緑豊かな三山に囲まれた京都の特徴を生かし，市民農園や農林業体験イベント等の農業や森林・林業に触れる機会の創出，学校教育等における食育活動等を通じ，農林業の魅力を広く伝え，人と自然が共生するまちづくりが進んでいる。	☆	設問4	**農地や森林と身近に触れ合える機会が増え，農林業への関心が高まっている。** (35字)	市民農園や森林を守る運動，学校の体験学習などにより，京都の農林業が身近になってきている。

政策分野１０　大学

（資料１－１・基本計画案６３ページ参照）

								（参考）現行設問
施策１	京都で学ぶ魅力の向上	→	姿１	**誰もが京都ならではの学びと出会えるまち** 各大学が，特色・個性を生かした取組や施設の充実，そして，他都市に類をみない大学間連携に取り組むことで，誰もが京都ならではの学びを通じて成長を実感できるまちになっている。	→	☆ 設問１	**「大学のまち」として学びの環境が充実し，京都ならではの学びと出会うことができる。** (40字)	京都は，「大学のまち」として学びの環境が充実し，多様な伝統文化芸術等に触れる機会に恵まれている。
施策２	大学・学生の国際化の促進	→	姿２	**多様な人々がいきいきと学び，京都や世界で活躍する人が育つまち** 世界中から集う留学生等が，歴史的・文化的な魅力を有する京都で学び，地域の人々とともにくらし，交流を深めることにより，将来の京都の担い手として活躍できるまちになっている。また，京都で学ぶ学生と留学生が交流してともに成長することで，世界で活躍する人が育っている。	→	☆ 設問２	**世界中から集まる留学生や研究者が京都で学び，国際社会で活躍する人材が育っている。** (40字)	京都では，世界から留学生や研究者が集まり，国際社会で活躍する人材が育っている。
施策３	大学の枠を超えた学生の活動の推進	→	姿３	**地域で，学生が活躍し，成長するまち** 自大学だけでなく，インターカレッジ活動や地域，企業との協働，京都が誇る文化芸術とのふれあいなどを通じて，まち全体をキャンパスとして学生が成長できるまちになっている。また，学生のもつ力が地域の活性化や課題解決に寄与するまちになっている。	→	☆ 設問３	**学生が大学の枠を超えて地域活動などで活躍，成長し，地域を活性化している。** (36字)	学生は，京都において社会で活躍する力を養い，そのパワーで京都のまちを活性化している。

施策4	学生の進路・社会進出の支援	姿4	**京都で学んだ学生が京都でいきいきと活躍するまち** さまざまな企業や人との出会い・交流を通じて，卒業後の進路について深く考え，しっかりとした職業観や自立意識をもった学生が育っている。また，優れた京都の地域企業の魅力について学生が知る機会を充実させることで，地域企業への就職など京都の将来の担い手が育っていくまちになっている。	★	設問4	**学生が市内企業に就職するなど卒業後も京都で活躍している。** (28字)	
施策5	大学との連携による京都の経済・文化・地域の活性化	姿5	**大学との連携で，市民や企業が新しいみずからを創造するまち** 大学が有する人や研究開発力，技術力，蓄積されたノウハウが地域で生かされ，生涯にわたって学び，成長する担い手と発展し続ける企業を育むまちになっている。	☆	設問5	**大学の人材や研究成果が市民や企業の成長に役立っている。** (27字)	大学の人材や研究成果は，産業の活性化と雇用の創出に役立ち，地域の発展にもつながっている。
施策6	国内外への魅力発信の強化	姿6	**「大学のまち」「学生のまち」の都市ブランドを発揮するまち** 京都で学ぶ意義・魅力があらゆる人々に広く浸透し，「大学のまち」「学生のまち」という都市特性を生かしたブランドが確立され，国内外から多様な学生が集まるまちになっている。	★	設問6	**「大学のまち」「学生のまち」として国内外から様々な学生が集まっている。** (35字)	

政策分野１１　国際

（資料１－１・基本計画案６７ページ参照）

（参考）現行設問

施策１	世界を惹きつける京都の魅力の発信	姿１	**世界を魅了し，国際的な人々が集まるまちになっている** 京都が世界に誇る歴史や伝統文化，産業，緑豊かな風土に加え，環境や景観に関する先進的な取組を進める都市として世界を魅了し，さまざまな国際会議が開催され，留学生やグローバル企業，高度な専門知識や技術・経験などを有する人々が集まるまちになっている。	☆ 設問１	**京都には，世界から留学，ビジネス等を目的として訪れる人々を引き寄せる魅力がある。** (40字)	京都には，世界から観光，留学，ビジネス等を目的として訪れるひとびとを引き寄せる魅力と，受入環境がある。
施策２	市民主体の国際交流・国際協力の推進	姿２	**海外都市との連携が強まり，国際社会に貢献するまちになっている** 姉妹都市やパートナーシティとそれぞれの都市の特徴を生かした経済交流や芸術交流などが進んでいる。 また，世界平和や人権，環境，歴史文化資産の継承等に関して，都市が抱える共通の課題解決のために，国と国との関係を超えた都市間連携を強め，国際社会に貢献するまちになっている。	☆ 設問２	**海外の都市と文化交流のみならず，経済交流や芸術交流などさまざまな分野での交流が活発に行われている。** (49字)	京都は，文化資産の継承，環境にやさしい取組などを通して，平和都市として国際社会に貢献している。
		姿３	**さまざまな世代で国際交流の意識が高まり，国際感覚をもった人が育つまちになっている** 国際交流の中核的施設である京都市国際交流会館をはじめ，あらゆる場所でさまざまな国・地域の人々が交流する機会が増え，子どもからお年寄りまで幅広い年齢層で外国文化への関心や理解が高まっている。 また，国外のさまざまな文化や価値観を知り，多面的な視点から物事をとらえられる国際感覚をもった人が育つまちになっている。	☆ 設問３	**市民，民間主体の国際交流が行われ，様々な世代で外国文化への関心や理解が高まっている。** (42字)	京都では，市民，民間レベルでのさまざまな国際交流が盛んである。

施策3	異なる文化的背景や考え方，価値観等の多様性を生かしたまちづくりの推進

→

姿4	**多様性を生かしたまちづくりが進み，市民の生活が豊かになっている**
	あらゆる市民が，異なる文化的背景や考え方，価値観等を認め合うとともに，外国籍市民等がもつ多様性を生かしたまちづくりを進め，交流が深まることにより，新たな価値や発想が創造され，豊かな市民生活を送るまちになっている。

→

☆

設問4	**国籍，民族，文化等が違っても互いに理解し合い，文化の多様さを感じられるまちとなっている。**

(44字)

- - - - - -

国籍，民族，文化等が違っても互いに理解し合い，ともにいきいきとくらせるまちになっている。

政策分野１２　子ども・若者支援

（資料１－１・基本計画案７１ページ参照）

施策		姿		設問		（参考）現行設問
施策１	子ども・若者のライフステージに応じた切れ目のない支援	姿１	**子どもが大切に育まれ，希望をもって育ち合うことができる** すべての子どもが尊重され，人との絆のなかでみずからをかけがえのない存在と感じながら，希望をもって，健やかにたくましく育っていくことのできるまちになっている。	★ 設問１	**子どもが尊重され，希望を持って健やかにたくましく育っている。** （30字）	
施策２	とくに支援を必要とする子ども・若者とその家庭への支援	姿２	**若者が多様な可能性の下，主体的に未来を切り拓いていくことができる** 若者が，社会に貢献するやりがいや楽しさを実感でき，さまざまな挑戦をし，成長する機会を確保されるなかで，仕事・結婚・子育て・地域活動・文化芸術活動等のみずからの希望するライフデザインを描き，活躍できるまちになっている。	☆ 設問２	**若者に様々な可能性が開かれ，自分が希望する将来像に向けて行動している。** （35字）	青少年が自分の生き方や将来像を思い描けている。
施策３	京都ならではのはぐくみ文化が息づくまちづくり	姿３	**子ども・若者を育むすべての家庭が，子育てから学び，子どもとともに育ち合うことができる** 子ども・若者を育む家庭が交流し，ともに学び合い，相談し合うことができ，子育ての楽しさや素晴らしさ，子育てを通じた人と人とのつながりの大切さなどを実感できるまちになっている。	★ 設問３	**子育て家庭がともに学び相談し合うことで，子育ての楽しさや素晴らしさを実感している。** （41字）	

全ての姿が全ての施策とつながる

姿4	身近な地域が子ども・若者を社会の宝として大切に育むとともに，子育て家庭を温かく応援している
	「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念の下，京都ならではの市民力，地域力，文化力を礎として，市民が子ども・若者とその家庭を取り巻く今日的課題を共有し，主体的に課題解決に向け行動できるまちになっている。

→

設問4	子どもの見守り活動など，身近な地域で子どもとの交流や子育て支援の取組が進んでいる。

（41字）

子どもの見守り活動など，身近な地域で子どもとの交流や子育て支援の取組が進んでいる。

政策分野１３　障害者福祉

（資料１－１・基本計画案７５ページ参照）

（参考）現行設問

施策１	お互いに認め合い支え合ってくらすまちづくり	姿１	**お互いに認め合い，支え合い，安心してくらせるまちづくりが進んでいる** 障害や障害のある人に対する正しい理解と認識が深まり，障害を理由とする差別の解消が進んでいる。 また，誰もが必要な情報を得ることができ，自己決定や自己選択が可能となる環境が整備され，障害のある人もない人も，一人一人が尊重され，地域社会のなかでともにくらし，活動できる，すべての人を包み込むまちづくりが進んでいる。	☆ 設問１	**障害への理解が進み，障害のある人もない人も，認め合い，支え合って安心してくらしている。** (43字)	障害への理解が進み，障害のあるひともないひとも，認め合い，支え合ってくらせるまちになっている。
施策２	地域で自立して生活できるしくみづくり	姿２	**障害のある人が地域で自立した生活を営むことができている** 支援を必要とする障害のある人に，必要な障害福祉サービスを十分に提供できる制度と体制の整備が進み，障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるようになっている。	☆ 設問２	**障害のある人が住み慣れた地域でくらしやすくなってきている。** (29字)	障害のあるひとが，みずから必要な福祉サービスを選択し利用することで，住み慣れた地域でくらしやすくなっている。
施策３	生きがいをもてるまちづくり	姿３	**障害のある人が生きがいをもって，就労や地域活動等に取り組める社会環境づくりが進んでいる** 障害特性や一人一人の働く力に応じた職域の開拓や合理的配慮がされた職場環境が整備されており，働く意欲のある障害のある人が，生きがいをもって働くことができるようになっている。 また，地域活動，文化芸術活動，スポーツ，レクリエーション等を通じて，障害のある人もない人もお互いに交流し，地域のなかで生活できる社会環境づくりが進んでいる。	☆ 設問３	**障害のある人の就労や社会参加が進んできている。** (23字)	働く場で，障害のあるひとがいきいきと働く姿を多く見かけるようになっている。

施策4	安心して生活できる社会環境の整備

→

姿4	すべての人にとって生活しやすい社会環境の整備が進んでいる
	ユニバーサルデザインの普及と定着により，行政，市民，企業，関係機関，団体等の自主的な取組が進み，すべての人にとって生活しやすいまちづくりが進んでいる。 また，障害特性等に応じた保健医療サービスが十分に提供され，すべての人が安心して生活できるまちづくりが進んでいる。

→

☆

設問4	バリアフリーの建物や，誰もが使いやすいデザインの製品が普及し，くらしやすくなってきている。

(45字)

バリアフリー（高齢者や障害のあるひとが社会生活をしていくうえでの障壁（バリア）を除去し，ハンディキャップなく生活できるようにすること）などの生活しやすい社会環境の整備が進み，くらしやすいまちになっている。

政策分野１４　地域福祉

（資料１－１・基本計画案７９ページ参照）

						（参考）現行設問
施策１	地域における「気づき・つなぎ・支える」力の向上	姿１	**互いに認め合い，誰もがやりがいと喜びを感じ，いきいきと安心して過ごせている** より多くの地域住民が支え合いにかかわり，互いに担い手や受け手となることで，それぞれの多様性を認め合い，やりがいと喜びを感じられ，いきいきと安心して過ごせる地域になるとともに，世代を超えた交流によって，地域のつながりが次世代に継承されている。また，世代や分野を超えて，さまざまな人や団体等がつながることで，生活に悩みがあっても，相談・支援につながり，日常のつながりを通じて，災害時にも互いに助け合うことができている。	★	設問１ **地域の住民が互いにそれぞれの多様性を認め合い，支え合うことで，安心して過ごせる地域になっている。** (48字)	
施策２	行政・支援関係機関等の分野横断的な支援体制の強化	姿２	**多様な活動団体が連携し，地域住民とともに協働の取組が推進されている** 社会福祉法人や地域企業，NPO，大学，社寺等，京都ならではの多様な機関や団体が地域住民とともに地域の活動に参画し，地域における支え合いの活動が活発に行われている。	☆	設問２ **様々な団体が地域の活動に参加しており，地域における支え合いの活動が活発になっている。** (42字)	地域において福祉にかかわる民生委員などのボランティアのひとびとが活発に活動している。
		姿３	**対応が困難な課題を行政，関係機関が受け止め，円滑に支援につなげられている** 地域生活における困難な課題をしっかりと行政，関係機関が受け止め，円滑に支援につなげることにより，抱えた課題が深刻化する前に解決を図ることができている。	★	設問３ **いわゆるごみ屋敷問題や，福祉サービス等を利用せず周囲から孤立している方など，地域における困りごとに関する情報を，行政や関係機関が受け止め，支援につなげられている。** (81字)	

全ての姿が全ての施策とつながる

政策分野１５　健康長寿

（資料１－１・基本計画案８３ページ参照）

施策	姿		設問		（参考）現行設問
施策１ 地域や人とのつながりのなかで市民が主体的に健康づくりに取り組むまちづくりの推進	姿１	**市民が主役となり，人，地域，文化とのつながりのなかで健康づくりに取り組めている** すべての市民がそれぞれのライフステージや心身の状況において，家族や友人とともに，地域活動への参加や文化芸術活動を楽しむなかで，主体的に体やこころの健康づくりに取り組み，一人一人のいのちが輝く笑顔あふれるまちが実現されている。	☆ 設問１	**市民が体やこころの健康づくりに主体的に取り組んでいる。** (27字)	正しい情報を基に，健康づくりに取り組むひとが増えている。
施策２ 高齢者が元気に社会に参加し，働き手や地域活動の担い手として活躍できる環境づくりの推進	姿２	**高齢者が元気に社会に参加し，働き手やさまざまな地域活動の担い手として活躍している** 運動や栄養改善，口腔機能の向上等の介護予防の取組や，社会参加を通じて元気な高齢者が増加している。また，高齢者が働き手や，支援を必要とする高齢者や子ども，若者への支援など，地域におけるさまざまな支え合い活動の担い手として活躍している。	☆ 設問２	**高齢者が元気に社会に参加し，仕事や地域活動などで活躍している。** (31字)	高齢者の知恵や経験，技能が社会に生かされている。
施策３ 地域包括ケアシステムの深化・推進	姿３	**切れ目のない医療・介護・生活支援サービスの提供体制が構築され，住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができている** 医療や介護をはじめとする多職種の専門職や関係機関，地域住民，NPO等との協働により，医療・介護・生活支援サービスが一体的に提供できる体制が構築され，高齢者が支援や介護が必要になっても，住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができている。	☆ 設問３	**高齢者が支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送ることができている。** (48字)	高齢者が地域で見守られ支えられて，安心してくらせるまちになっている。

政策分野１６　保健衛生・医療

（資料１－１・基本計画案８７ページ参照）

						（参考）現行設問
施策１	医療サービスの充実	姿１	**必要なときに医療サービスを利用できる** 誰もが医療に関する適切な情報を得られ，病院，診療所等において，必要なときに必要な医療サービスが利用できるまちになっている。	☆ 設問１	**利用しやすく頼れる医療機関がある。** (17字)	利用しやすく頼れる医療や検診の機関がある。
施策２	健康危機管理の推進	姿２	**健康危機に対し，市民の安全と安心が確保されている** 感染症や食中毒等の健康危機事案に対し，市民みずから予防できる知識を身につけるとともに，健康危機事案が発生した場合には，迅速かつ的確な対応がなされ，市民の安全と安心が確保されたまちになっている。	☆ 設問２	**感染症や食中毒などが発生した時も市民の安全と安心が確保されている。** (33字)	感染症や食中毒等の健康危機に対し，安全と安心が確保されている。
施策３	食や生活環境の安全と安心の確保	姿３	**食や生活環境の安全と安心が確保されている** 食品や生活衛生関連の事業者における衛生管理の取組が推進されるとともに，違法民泊が根絶され，市民の食や生活環境の安全と安心が確保されたまちになっている。	☆ 設問３	**安心して食べられる食品が手に入り，清潔で安心して利用できる公衆浴場や理・美容所など衛生的な生活環境が整っている。** (56字)	安心して食べられる食品が手に入るなど，衛生的な生活環境が整っている。
				★ 設問４	**違法民泊が根絶され，安全で安心な生活環境になっている。** (27字)	

施策4	人と動物との共生社会の推進

→

姿4	人と動物が共生できるうるおいのある豊かなまちになっている
	飼い主や事業者が，動物がそのいのちを終えるまで適切に飼育管理する責任を果たすとともに，市民一人一人が動物とのかかわりについて正しく理解し，人と動物がともにくらすうるおいある豊かなまちになっている。

→

★

設問5	動物を思いやり，動物との正しい関わりを考えることなどにより，人と動物が共にくらすことができている。

(49字)

政策分野１７　学校教育

（資料１－１・基本計画案９１ページ参照）

施策	姿	設問	（参考）現行設問
施策１　市民ぐるみ・地域ぐるみの教育の推進	姿１　**社会の宝である子どもたちを市民ぐるみ・地域ぐるみで育んでいる** 「開かれた学校づくり」を基盤とする，市民ぐるみ・地域ぐるみの教育のより一層の推進により，安心安全で充実した教育環境の下で，「生きる力」を，子どもたち一人一人に育むまちとなっている。	☆ 設問１　**保護者や地域の人々が学校の様々な活動に参画するなど，地域ぐるみの教育が進んでいる。**（41字）	保護者や地域のひとびとが学校のさまざまな活動に参画するなど，地域ぐるみの教育が進んでいる。
施策２　子どもたちが夢と志をもって可能性に挑戦するために必要な力を育む教育の推進	姿２　**子どもたちが伝統と文化を受け継ぎ，持続可能な社会の担い手として活躍している** 京都ならではの伝統文化教育や環境教育，食育，生き方探究教育，健康教育，ICT教育，英語教育等，京都の文化力・市民力等を最大限に生かした学びを通して，子どもたちが伝統と文化の本質を学びとり，変化の激しい環境のなかでも，多様な他者と協働し，社会的課題の解決に寄与するなど，持続可能な社会の担い手としてあらゆる場面で活躍しているまちとなっている。	☆ 設問２　**京都ならではの伝統文化や環境の教育が，持続可能な社会を担える人材の育成に役立っている。**（43字）	京都ならではの伝統文化や環境の教育が，社会を担える人材の育成に役立っている。
施策３　教職員の資質・指導力の向上と学校・幼稚園の働き方改革	姿３　**誰一人取り残さない，多様なニーズ等に応じた教育が展開されている** 教育・福祉・保健・医療等，さまざまな分野の関係機関とのさらなる連携の下，子どもたちの多様なニーズや一人一人の困り等に丁寧かつ的確に応じるとともに，ICT環境の下，学びの継続性を確保することで，障害をもつ子どもや不登校傾向の子どもも含め，子どもたちの可能性の最大限の伸長をめざすまちとなっている。	★ 設問３　**障害や不登校等，支援を必要とする子どものために，様々なニーズに応じた教育が展開されている。**（45字）	
施策４　安心・安全で新しいニーズにこたえる特色ある学習環境づくり	姿４　**教職員が子どもといきいきと向き合うことができる環境が構築されている** 質の高い教育実践に向け教職員が子どもと向き合う時間をより一層確保するため，学校における働き方改革の推進により，教職員がその能力を最大限発揮できる環境を市民ぐるみ・地域ぐるみでつくるとともに，子どもの学びと育ちにかかわるすべての者が尊ばれるまちとなっている。	★ 設問４　**教職員の働き方改革が進み，子どもといきいきと向き合っている。**（30字）	

政策分野１８　生涯学習

（資料１－１・基本計画案９５ページ参照）

						（参考）現行設問
施策１	人生100年時代に向けてすべての人が学び続けることができる「学びのネットワーク」の拡充	姿１	**市民がまちのあらゆる場で学んでいる** 京都市の各図書館や生涯学習総合センターなどの生涯学習施設の機能の充実や，さまざまな生涯学習関係団体との連携の拡充により，急速に変化する社会経済情勢の下でも多様な学びが提供され，市民が自身に適した学びを自由に選択し，継続して参加できるまちとなっている。	設問１	**京都には，大学や博物館，神社仏閣，企業，ＮＰＯなどが提供する学習機会が豊富にある。** (42字)	京都には，大学や博物館，神社仏閣，企業，ＮＰＯなどが提供する学習機会が豊富にある。
施策２	学んだことを生かして社会のさまざまな場面で参画・活躍できる環境づくり	姿２	**人生100年時代に向けて学びと活動の循環が形成され市民がより豊かに生きている** 人生100年時代に向けて，子どもから高齢者まで多様な世代の市民に活躍の場があり，元気に活躍し続けられるよう，学びとその成果を活動につなげられる循環が形成されたまちとなっている。	★設問２	**子どもから高齢者までが，学ぶ機会と，学びの成果を生かして活動する機会を有している。** (41字)	
		姿３	**京都ならではの学びを通じて多世代が交流・共生するまちになっている** 京都ならではの学びを通じて市民が相互につながり，子どもから高齢者まで世代を超えて交流しながら，地域やくらし，各々の生きがいをともにつくり，高め合うことができるまちとなっている。	☆設問３	**子どもから高齢者まで様々な世代が交流し，学び合っている。** (28字)	地域での取組において，幅広い世代がともに学べる機会が充実している。

施策3	子どもを共に育む気運づくり

→

姿4	「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念に基づく行動が市民に浸透している
	すべての大人たちが「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念を意識し，子どもを真ん中に据えた行動をすることで，社会の宝である子どもを市民ぐるみ・地域ぐるみで育むまちとなっている。

→

☆

設問4	**子どもを社会の宝として市民ぐるみ・地域ぐるみで育んでいる。**

(29字)

- - - - - -

子どもを社会の宝として社会全体で育む意識と行動が広がっている。

政策分野１９　危機管理・防災・減災

（資料１－１・基本計画案９９ページ参照）

施策		姿		設問		（参考）現行設問
施策１	あらゆる危機からいのち・くらしを守る危機管理体制の強化	姿１	**あらゆる危機にしなやかに強く対応できている** 日頃からの，市民，地域団体，事業者，行政等の相互の連携・協働に加え，危機発生時における関係機関，京都府や関西広域連合，近隣自治体等との連携体制が整っており，自然災害や新たな感染症をはじめとするあらゆる危機の発生時に，それぞれの役割を的確に果たし，しなやかに強く対応できている。	★設問１	**自治会・町内会や行政等がしっかり連携し，災害などが発生した際にしなやかに強く対応できている。** （46字）	
施策２	いざというときに備える防災情報の共有，情報伝達体制の構築	姿２	**自然災害等の発生時に，各主体が的確な行動を起こすことができている** 自然災害等の発生時に，必要な情報を収集・集約し，速やかに伝達する体制が構築されており，それを基に，市民，観光客，地域団体，事業者，行政等のそれぞれの主体が的確な行動を取ることで，被害が最小限に抑えられている。	★設問２	**災害時に市民や観光客などが的確に避難行動などを起こすことができている。** （35字）	
施策３	自然災害等の発生時に支援が必要な人への避難支援体制の整備	姿３	**自然災害等の発生時に，あらゆる人がいのちを守る行動を取る準備が整っている** 高齢者や障害のある人，子ども，外国人等の要配慮者にも情報が確実に届けられ，避難が必要な人が，地域の支え合いの下，円滑に避難することができ，避難所等においても不便なく過ごすことができる細やかな配慮が行き届いている。 また，発災直後に真に備えておくべき公的備蓄物資を迅速かつ確実に供給できる体制が構築できている。	★設問３	**高齢者や障害のある人，子ども，外国籍の人なども災害時にスムーズに避難できる。** （38字）	

施策４	市民ぐるみ・地域ぐるみで進める地域防災力の充実強化

→

姿４	市民一人一人が防災意識をもって主体的に行動できている
	自宅の防災対策や家庭内備蓄，地域での自主的な防災訓練等を通じて，市民一人一人の防災意識と災害対応力が高まり，主体的に行動できる準備・体制が整っている。

→

★

設問４	自宅の防災対策や備蓄，防災訓練への参加など，災害などに自主的に備えている人が増えている。

（44字）

政策分野２０　歩くまち

（資料１－１・基本計画案１０２ページ参照）

姿１は全ての施策とつながる

施策	姿	設問	（参考）現行設問
施策１　地域特性に応じた持続可能なまちづくりを実現する公共交通ネットワークの形成	姿１　**「歩くまち・京都」の取組が進展し，「出かけたくなる」魅力と活力のあふれるまちづくりが進んでいる** 市民，事業者，行政それぞれの協働の下，変化する都市課題に対応しつつ，IoTやAIなどの新しい技術革新も取り入れながら，「歩くまち・京都」のさらなる進化により，誰もが公共交通をより便利で快適に利用するとともに，徒歩や自転車もかしこく組み合わせて出かけるスマートなライフスタイルが定着し，魅力と活力のあふれるまちとなっている。	☆ 設問１　**自動車の利用を控え，公共交通，徒歩，自転車を組み合わせて出かけるライフスタイルが定着している。** （47字）	京都では，過度な自動車利用を控え，歩くことを中心としたライフスタイル（くらし方，生き方）が大切にされている。
施策２　誰もが「出かけたくなる」歩行空間の創出をはじめとする魅力的なまちづくり	姿２　**便利で利用しやすい公共交通ネットワークが，「住んでよし」，「訪れてよし」のまちとしての魅力を高めている** 行政，鉄道・バス等の交通事業者のさらなる連携により，人の流れが集中する駅やバスターミナル等の交通結節機能の分散化やバリアフリー化が進み，公共交通の利便性や快適性が向上するとともに，地域のニーズ・特性に応じた交通手段が確保されることで，市民にとっては「住み続けたいまち」，訪れる人々にとっては「何度でも訪れたくなるまち」としての魅力が高まっている。 同時に，「保全・再生・創造」それぞれの役割を期待される地域がそのポテンシャルを十分に発揮できるよう，新たな技術革新を踏まえた市内外の公共交通ネットワークのあり方について，将来を見据えた市民的な検討が深まっている。	☆ 設問２　**京都での移動には，公共交通が便利・快適である。** （23字）	京都での移動には，公共交通が便利である。
施策３　歩いて楽しいくらしを大切にするスマートなライフスタイルのさらなる促進	姿３　**まちの活力やにぎわいにつながる魅力的な歩行空間がつくり出されている** 居心地が良く歩きたくなるようなゆとりある歩行空間が引き続き創出され，人々が憩い，にぎわいや活気であふれることで誰もが「出かけたくなる」まちとなっている。	☆ 設問３　**賑わいや活気にあふれ，歩いて出かけたくなるまちとなっている。** （30字）	歩いてこそ魅力を満喫できるまちとなっている。

施策4	市バス・地下鉄の利便性の向上とまちづくりへの貢献	姿4	**市バス・地下鉄が市民のくらしとまちを支えている** 高齢者が増加するなか，公共交通の果たす役割がますます高まり，すべての人に安全・安心・快適に御利用いただける市バス・地下鉄を中心に，民間交通事業者との連携が深まり，市内の移動をはじめとする公共交通の利便性が向上したものとなっている。それにより，人と公共交通優先の「歩くまち・京都」をリードする京都の主要交通インフラである市バス・地下鉄が，市民の生活と都市活動をしっかり支えている。	☆ 設問4	**市バス・地下鉄は，市民生活に役立っている。** (21字)	地下鉄，市バスは，市民生活に役立っている。
施策5	自転車の安心・安全な利用環境の充実と多様な場面での活用	姿5	**安心・安全で快適に自転車が利用されている** 自転車のルール，マナーを学び・守り合い，道路を正しく使い合うことで，自転車関係事故が減少するとともに，クルマから自転車への利用転換が進み，自転車が活用されることで，生活の質を高め合っている。	☆ 設問5	**自転車がルールやマナーを守って安心・安全で快適に利用されている。** (32字)	駐輪場の整備や自転車の利用マナーの向上により，自転車と歩行者が共存できている。

政策分野２１　土地・空間利用と都市機能配置

（資料１－１・基本計画案１０６ページ参照）

						（参考）現行設問	
施策１	多様な地域の特性を生かした魅力的な拠点づくり	姿１	**あらゆる世代が豊かにくらせる生活圏がネットワークする都市** 日常のくらしや活動を支える施設や若年・子育て層がくらしてみたくなる居住環境，住まいの近くで働ける環境が充実するとともに，住み慣れた地域に愛着をもって住み続けられるコミュニティが維持され，徒歩や公共交通でスムーズに移動できるなど，あらゆる世代がいきいきとして，安心・安全にくらせる生活圏が，公共交通の拠点などを中心に形成され，それらがネットワークされた都市となり，多様な地域の魅力と活力が高まっている。	☆	設問１ **徒歩や公共交通で移動できる範囲に生活に必要な施設や働く場があり，様々な世代がくらしやすい。** (45字)		買物などの日常生活には，徒歩や自転車，公共交通が便利である。
施策２	商業・業務機能が集積した京都らしい都心空間の創出	姿２	**京都らしい魅力とにぎわいのある商業・業務機能の充実した都心空間** 歴史的都心地区周辺や京都駅周辺地域，二条・丹波口・梅小路の各周辺地域において，広域的な商業施設やオフィス，研究所などの商業・業務機能等が地域と調和しながら集積し，にぎわいのある，京都らしい魅力的な界隈が形成されている。	☆	設問２ **京都市中心部や京都駅周辺，二条・丹波口・梅小路周辺は，にぎわいのある魅力的な地域である。** (44字)		田の字地域（河原町通，烏丸通，堀川通，御池通，四条通，五条通の幹線道路沿道地区）や京都駅の周辺は，にぎわいのある魅力的な地域である。
施策３	創造を続ける南部・西部地域等のまちづくり	姿３	**新たな活力を担う産業の集積地域** 「らくなん進都」をはじめとする南部地域等において，ものづくり企業の本社，研究開発，生産を担う産業用地・空間の確保と産業機能の集積がさらに進むとともに，工場の操業環境を確保しつつ住居との調和が図られた，住む人にも働く人にも快適かつ魅力ある都市環境が形成されている。	☆	設問３ **「らくなん進都」をはじめとする，京都の新たな活力を担う地域に産業の集積が進むなど，発展してきている。** (50字)		京都のまちの南部地域が発展してきている。

施策4	京都ならではの文化など地域資源とポテンシャルを生かした個性豊かなまちづくり	姿4	**文化やポテンシャルを生かして新たな魅力や価値を創造するまち** 京都駅周辺地域や緑豊かな地域をはじめとする市内のさまざまな地域において，多様な人々の出会いや集い，交流を通じて，伝統や文化，産業や知恵，自然といった京都ならではの資源と，整備が進む交通基盤など新たなポテンシャルを生かして，地域の魅力が受け継がれ，クリエイティブな活動や新たな技術を生み出す魅力的なまちが創出されている。	☆ 設問4 **市内の様々な地域が，その地域の文化や資源をいかした魅力的なまちになっている。** (38字)	身近な地域が魅力的になっている。
施策5	ニュータウンの未来を創造するまちづくり	姿5	**新たな時代のライフスタイルを先導するニュータウン** 洛西，向島の両ニュータウンでは，地域のまちづくり組織が中心となって，将来像の実現をめざす取組や次世代の担い手の育成が進むとともに，新たな時代のニーズをとらえて，魅力やにぎわいが生み出され，訪れたい，くらし続けたい，働きたいと実感できるまちづくりが進んでいる。	★ 設問5 **洛西や向島のニュータウンに新たなにぎわいが生まれ，魅力的になっている。** (35字)	
施策6	まちづくりを支えるしくみづくり	姿6	**自主的なまちづくりの展開** 市民・事業者自身がまちづくりに積極的にかかわり，さまざまな地域で地域の特性に応じた自主的なまちづくりが継続的に展開されている。	☆ 設問6 **身近な地域で，町並み保全やにぎわいづくりなどの自主的なまちづくり活動が進んでいる。** (41字)	身近な地域で，自主的なまちづくり活動が進んでいる。

政策分野２２　景観

（資料１－１・基本計画案１１０ページ参照）

							（参考）現行設問
施策１	自然的・歴史的景観の保全	→	姿１	**京都の豊かな自然的・歴史的景観が保全されている** 三方の山々に囲まれ，川筋のある特徴的な風土を生み出す京都の景観の基盤ともいうべき豊かな自然と，自然と社寺や史跡等の歴史的資産とが相互に重なり合った景観が守られている。	→	☆ 設問１ **豊かな自然的景観，歴史的景観が守られている。** (22字)	三山の山並みなどの自然風景は，美しく魅力がある。
施策２	品格のある市街地景観の形成	→	姿２	**品格のある市街地景観が形成されている** デザインの創造性が発揮され，周囲の山並みと調和したヒューマンスケールの品格ある市街地景観が形成されている。	→	★ 設問２ **市街地が周囲の山並みと調和した品格ある景観となっている。** (28字)	

施策3	歴史的な町並みや京町家等の保全・継承
施策4	いきいきとしたくらしや営みによる新たな景観の創造
施策5	無電柱化等による魅力あふれる道路空間の創出
施策6	市民とともに推進する景観まちづくり

姿3	**京都独特の風情ある町並み景観が守られている** 地域特有の歴史や文化と一体となって継承されてきた社寺や京町家等の歴史的建造物と，魅力ある道路空間等からなる京都独特の風情ある町並み景観が守られている。	☆ 設問3	**京町家など京都独特の風情ある町並み景観が守られている。** (27字)
姿4	**都市機能の特性に応じ，新たないきいきとした景観が創造されている** 京都の景観の守るべき骨格を堅持しながら，地域ごとの都市機能の特性に応じ，景観まちづくり活動とも連携して，いきいきとしたくらしや都市の活力につながる新たな景観が創造されている。	★ 設問4	**いきいきとしたくらしやまちの活気が生み出されるような新たな景観が生み出されている。** (41字)

京都の個性的な町並み景観が守られている。

政策分野２３　建築物

（資料１－１・基本計画案１１４ページ参照）

施策	姿		設問		（参考）現行設問
施策１ 良質なストックへの誘導	姿１	**建築物の質が向上している** すべての新たに供給される建築物の適法性が確認され，あらゆる人にとって利用しやすく環境に配慮された建築物が増えている。また，木材利用や地域のまちづくりビジョンに応じた建築物の整備が進んでいる。	☆設問１	**新しく建てられた建築物は，バリアフリーや環境に配慮されている。** (31字)	建物を新築するときは，建築ルールが守られている。
施策２ 既存ストックの安全性の確保と活用	姿２	**建築物が健全な状態で有効に活用されている** 建築物の耐震性能をはじめとする「建築基準法」等に定めた安全性の向上や，避難や防火等に関する法律違反の改善が進み，既存建築物が安全で快適な状態で有効に活用されている。また，歴史的価値のある建築物は，保存活用の促進等により，趣ある京都らしい町並みの保全に寄与している。	☆設問２	**建築物が健全で安全な状態で活用されている。** (21字)	バリアフリー化された建物が増えている。
施策３ 歴史都市・京都ならではの災害に強いまちづくり	姿３	**歴史都市・京都ならではの災害に強いまちづくりが進展している** 歴史的な建築物や町並みの保全・再生と，防災性能の強化が両立された，しなやかで災害に強いまちづくりが進展している。	☆設問３	**京都の魅力ともなる細い道は，その風情を生かしつつ，地震や火災で被害が広がらないよう改善されている。** (49字)	身近な地域にある細い道は，地震や火災などの災害時に被害が大きくならないよう改善されている。

施策4	市有建築物の取組

施策４は全ての姿とつながる

政策分野２４　住宅

（資料１－１・基本計画案１１８ページ参照）

施策１	京都らしいすまい方の継承	姿１	生活文化を大切にするくらしが営まれている 京町家が保全・継承されるとともに，地域コミュニティを生かした防災・減災への取組や，環境や景観に配慮された京都らしい住宅の供給が促進されることにより，生活文化を大切にするくらしが営まれている。	★	設問１	日々の生活の中で，地域とのつながりや環境・景観に配慮されたすまいの工夫と知恵が大切にされている。 （48字）	（参考）現行設問
施策２	ライフステージや生活様式に応じた多様な魅力あるすまいの供給						
施策３	住宅ストックの良質化のための適正な維持管理や更新の支援	姿２	持続可能なすまい・まちの形成により，まちの魅力や活力が維持されている 安心・安全で快適にくらし続けることができるすまいが継承されるとともに，若年・子育て層や高齢者など，さまざまな世代がくらすまちが形成されることにより，まちの魅力や活力が維持されている。	☆	設問２	若年から高齢世代まで，様々な世代が安心・安全で快適に暮らしており，京都に住んでよかった，これからも住み続けたいと思う。 （59字）	長く大切に使える住宅が増えている。

姿1は施策1・3・4・5とつながる

姿2は施策2・3・5・7とつながる

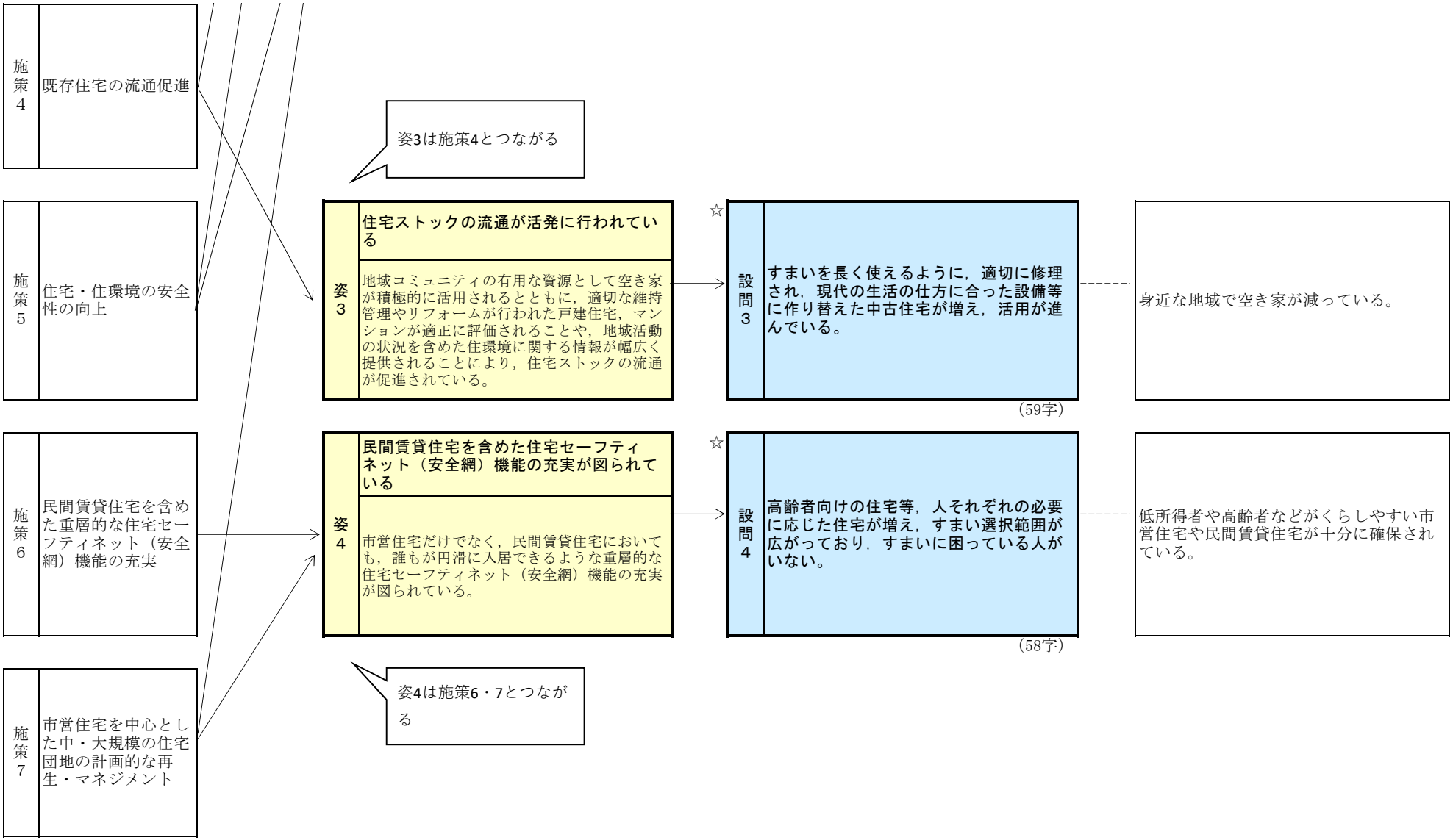
施策4
既存住宅の流通促進
施策5
住宅・住環境の安全性の向上
施策6
民間賃貸住宅を含めた重層的な住宅セーフティネット（安全網）機能の充実
施策7
市営住宅を中心とした中・大規模の住宅団地の計画的な再生・マネジメント
姿3は施策4とつながる
姿3
住宅ストックの流通が活発に行われている
地域コミュニティの有用な資源として空き家が積極的に活用されるとともに，適切な維持管理やリフォームが行われた戸建住宅，マンションが適正に評価されることや，地域活動の状況を含めた住環境に関する情報が幅広く提供されることにより，住宅ストックの流通が促進されている。
姿4
民間賃貸住宅を含めた住宅セーフティネット（安全網）機能の充実が図られている
市営住宅だけでなく，民間賃貸住宅においても，誰もが円滑に入居できるような重層的な住宅セーフティネット（安全網）機能の充実が図られている。
姿4は施策6・7とつながる
☆
設問3
すまいを長く使えるように，適切に修理され，現代の生活の仕方に合った設備等に作り替えた中古住宅が増え，活用が進んでいる。
(59字)
☆
設問4
高齢者向けの住宅等，人それぞれの必要に応じた住宅が増え，すまい選択範囲が広がっており，すまいに困っている人がいない。
(58字)
身近な地域で空き家が減っている。
低所得者や高齢者などがくらしやすい市営住宅や民間賃貸住宅が十分に確保されている。

政策分野２５　道と公園・緑

（資料１－１・基本計画案１２１ページ参照）

							（参考）現行設問
施策１	都市の活力・レジリエンスの向上に向けた道路整備や新たな道路利用の推進	姿１	**都市の活力・レジリエンスの向上に向けた道路整備や新しい生活スタイルに適応した道路利用が進んでいる** 安心・安全で災害に強く，円滑な移動・輸送の確保等を通じ，豊かな市民生活と社会経済活動を支える道路の整備や新しい生活スタイルに適応するための道路利用が進んでいる。	☆	設問１	**災害時も安心・安全に通行できる道路網が整備されている。** （27字）	災害時も安全に移動できる道路網ができている。
施策２	文化・歴史の継承やにぎわいの創出を図り，多様なニーズにこたえる公園整備と緑の創出・育成管理	姿２	**公園の魅力が向上し，地域にふさわしい新たな緑が増え，大切に守り育てられている** 快適な都市環境の創出・向上，地球温暖化防止をはじめ，文化・歴史の継承や民間活力のさらなる導入による新たなにぎわいの創出，地域コミュニティの活性化，健康長寿，新しい生活スタイルへの適応など，多様なニーズにこたえる公共空間として，それぞれの公園の特色を生かした公園整備・利活用により，住む人にも訪れる人にとっても，公園の魅力が向上している。また，市民や事業者等とともに，緑を大切にしてきた京都ならではの生活文化を生かし，地域にふさわしい新たな緑が増え，大切に守り育てられている。	★	設問２	**快適な都市環境の創出・向上のほか，地域活動や健康づくり，災害時の地域の集合場所など，様々な用途で公園が活用されている。** （59字）	
					設問３	**京都は緑が豊かである。** （11字）	京都は緑が豊かである。
施策３	魅力と活力を高める市街地整備の推進	姿３	**魅力と活力のある市街地の整備が進んでいる** 道路や公園等の公共施設を面的に整備する土地区画整理事業により，安心・安全はもとより，魅力と活力のある市街地の整備が進んでいる。	☆	設問４	**道路や公園などがバランスよく整備され，安心・安全で魅力と活気にあふれた市街地が増えている。** （45字）	道路や公園などがバランスよく整備され，魅力ある都市空間が増えている。

施策4	社会資本の戦略的な維持管理の推進

→

姿4	社会資本が将来にわたり良好に保たれている
	市民協働による維持管理が進むとともに，定期的な点検・診断とその結果に基づく対策が着実に実施されることで，安心・安全で持続可能な都市の発展を支える社会資本が将来にわたり良好に保たれている。

→

☆

設問5	市内の道路や橋が安心安全な状態で管理されている。

(24字)

市内の道路や橋が，市民の財産として，よい状態で管理されている。

政策分野２６　消防・救急

（資料１－１・基本計画案１２５ページ参照）

（参考）現行設問

施策１	火災を未然に防止して市民のいのちとくらしと財産を守る予防消防の推進	姿１	**火災件数，焼損面積，火災による死者の数が減少している** 火災の原因や地域の特性を踏まえたきめ細かな防火対策，とりわけ，高齢者宅への出火防止対策や，建築物の多様化にも対応した事業所の防火対策が充実強化され，火災件数や焼損面積，火災による死者の低減が図られている。	☆ 設問１ **防火意識が高まり，火事を起こさないための取組が市民ぐるみで進んでいる。** （35字）	身近なところで防火意識が高まり，出火防止の取組が進んでいる。
		姿２	**貴重な文化財や京都らしい町並みを守るための防火・防災対策が進められている** 世界に誇る京都の文化財や京都らしい町並みを守るため，文化財関係者や行政，市民・地域等が一体となった防火・防災対策がさらに進められている。	☆ 設問２ **文化財や京都らしい町並みを火災などから守る取組が市民ぐるみで行われている。** （37字）	京都には文化財を守る意識が根付いており，文化財を火災などの災害から守る取組が進んでいる。
施策２	あらゆる災害による被害を最小限に抑える消防体制の充実強化	姿３	**あらゆる災害に対応できる力強い消防体制が構築されている** 平常時の火災，救助，救急はもとより，地震や水災害等の自然災害，さらには特殊災害，テロ災害など，複雑多様化するあらゆる災害から市民生活を守るための消防体制が構築されている。	☆ 設問３ **消防署は，様々な災害や事故などが発生した際に頼りになる。** （28字）	消防署は，火災や事故などが発生した場合に適切に対応し，いざというときに頼りになる。

施策3	救急体制の充実と市民への応急手当の普及啓発による救命効果の向上	姿4	**救急体制の強化や応急手当の普及啓発により，救命効果が上がっている** 増加傾向にある救急要請や，新たな感染症等に迅速的確に対応するため，より充実した救急体制が確保されている。また，バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による応急手当の実施率が上昇し，救命効果の向上が図られている。	☆ 設問4	**急な病気や怪我の際の相談体制や救急隊の搬送体制が整っている。** (30字)	応急手当の知識や技術を備えたひとが増えている。
施策4	消防団や自主防災組織を中核とした地域防災力の充実強化	姿5	**地域防災力が充実強化され，大規模災害発生時の被害が最小限に抑えられている** 地域防災の中核的存在である消防団員数が増加するとともに，性別・世代を問わず活躍できる環境が整備され，活動がより一層充実している。また，市民一人一人の災害対応力が向上し，地域がみずから備え，しなやかに対応することができる体制が整っている。さらに，行政，消防団，自主防災組織，事業所等の相互の連携体制が確立し，大規模災害発生時の被害が最小限に抑えられている。	設問5	**防災意識の向上とともに，地域ぐるみの災害対応力が高まっている。** (31字)	防災意識の向上とともに，地域ぐるみの災害対応力が高まっている。

政策分野２７　くらしの水

（資料１－１・基本計画案１２９ページ参照）

施策１	将来にわたって安全・安心な上下水道の構築と自助・共助の推進	姿１	安全・安心で環境に配慮した上下水道をいつでも利用できる 老朽化した管路や施設の計画的な改築更新・耐震化などが進み，安全・安心で環境に配慮した上下水道を，いつでも利用することができる。	☆ 設問１	上下水道は安全で安心していつでも利用できる。 (22字)	（参考）現行設問	京都の上下水道は，安全で安心していつでも利用できる。
施策２	効果的・効率的な河川管理施設の維持管理						
施策３	雨に強いまちづくりを推進する河川・雨水幹線の整備等	姿２	河川や雨水幹線の整備が進んでいる 雨に強いまちづくりを推進し，いざというときの浸水被害を最小に抑えるため，河川や雨水幹線の整備などが進んでいる。	設問２	大雨が降っても，身近な地域で浸水の被害は起こっていない。 (28字)		大雨が降っても，身近な地域で浸水の被害は起こっていない。
施策４	水環境の保全等に配慮した取組の推進	姿３	水と共に生きるまちづくりが進められている 親しみやすい水辺空間の創出，水に関する市民の意識を高める取組等により，水と共に生きるまちづくりが進められている。	設問３	水や水辺環境が大切にされるなど，水と共に生きる意識が高まっている。 (33字)		水や水辺環境が大切にされるなど，水と共に生きる意識が高まっている。
施策５	水と共に生きるまちづくりの推進						

施策6	上下水道事業に対する理解や満足度の向上に向けた取組の実施	→	姿4	**上下水道事業に対する満足度が向上している** 上下水道サービスの利便性が高まるとともに，積極的な広報・広聴活動，上下水道に関する文化や景観，観光振興の取組が進むことで，市民の上下水道事業に対する理解・関心が深まり，満足度が向上している。	→	☆ 設問4 **上下水道は便利で市民の役に立っている。** (19字)	水道水がおいしくなるなど，京都の上下水道サービスは向上している。
施策7	上下水道事業の経営基盤の強化・安定	→	姿5	**長期的な視点に立った事業運営ができている** 経営の効率化や大規模更新に備えた資金確保などが着実に進み，市民，企業・事業者との協働により，将来にわたって上下水道を守り続けていくための事業運営が図られている。	→	☆ 設問5 **上下水道は，経営が安定しており，将来も安心して使い続けることができる。** (35字)	京都の上下水道は，経営が安定しており，将来も安心して使い続けることができる。

資料５－１

令和３年度以降の政策評価票のレイアウト等について

１　前回委員会でお示しした案

①　従来どおりすべての項目を掲載した資料と，そこから要点を抜粋し分かりやすく取りまとめたポイント版の２種類を作成する。

②　文章で記載する項目は市民が読みやすい文字数へ削減するとともに，ポイント版ではグラフ等も活用し，内容を直感的に把握しやすくする。

③　ポイント版は，評価プロセスが理解しやすいようレイアウトを工夫する。

④　①のうちすべての項目を掲載した資料については，全政策・全施策を一覧で見ることができるリスト形式とし，オープンデータとしても活用しやすくする。

　この際，職員に新たな事務負担が発生しないよう，従来の評価票に加えてリストを作成するのでなく，各担当課における評価の段階からリスト形式により評価を行う。

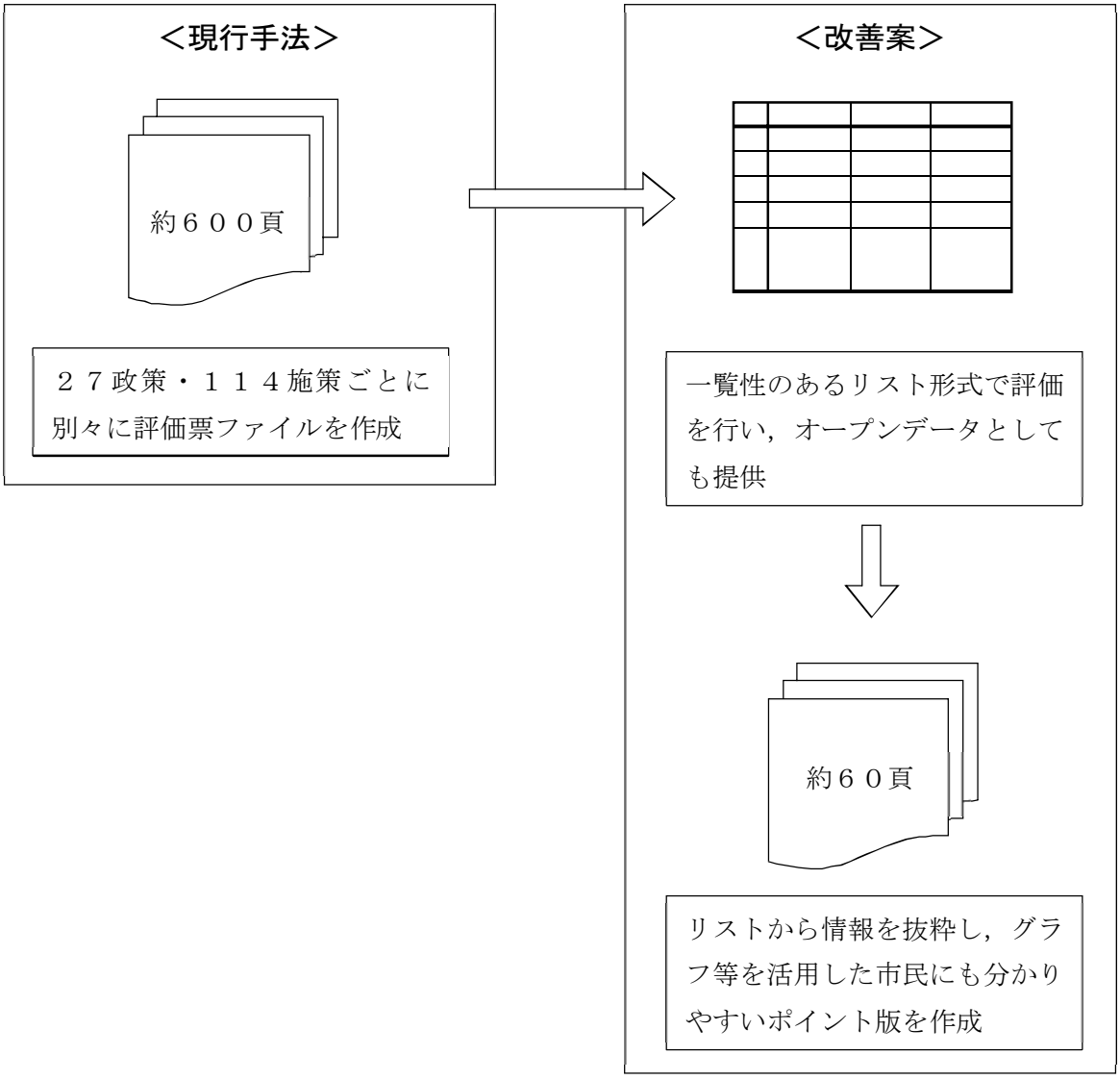

２　前回委員会での議論を踏まえた修正

(1) ポイント版

・　文章で記載する欄については，内容が重複しないよう住み分けを整理したうえで，現行様式の平均文字数も勘案して前回案より拡大。

＜現行様式＞（資料５－２）

「原因分析」欄
（①部分　平均約 130 字）
客観指標，市民生活実感のそれぞれについて，ｃ評価以下の場合のみ記載。

「総括」欄
（②部分　平均約 170 字）
客観指標，市民生活実感のそれぞれについて現状や原因分析を述べるとともに（ｂ評価以上の場合も含む），総合評価の判断理由を記載。
「原因分析」欄と内容が重複しているものも多い。

「今後の方向性」欄
（③部分　平均約 900 字）
ほとんどが施策の「今後の方向性」の再掲となっており，政策全体を俯瞰した記載はあまりない。

＜改善案＞（資料５－３）

「現状・原因分析」欄
（ア部分　前回案約 90 字→約 140 字）
ｃ評価以下の場合は原因分析，ｂ評価以上の場合でも現状や推移等を記載。

「総合評価の判断理由」欄
（イ部分　前回案約 70 字→約 70 字）
客観指標と市民生活実感のどちらに重きを置いて評価したか等，総合評価の判断理由を記載。

「総合評価の判断理由」欄
（ウ部分 前回案約 240 字→約 250 字）
施策の「今後の方向性」の再掲は政策全体の方向性を述べるうえで特に重要なものに留める。
施策の評価結果も参照しやすいよう，リスト形式のデータベースへのリンク等を設定する。

・　評価結果について意見や質問等がある場合の連絡手段として，「政策評価に関する市民意見申出制度」のページへのリンク等を設定する。

(2) リスト形式のデータベース（資料５－４）

・　評価の担当課や市民にとって見やすいものとなるよう，下図のような５枚のシート構成とする。

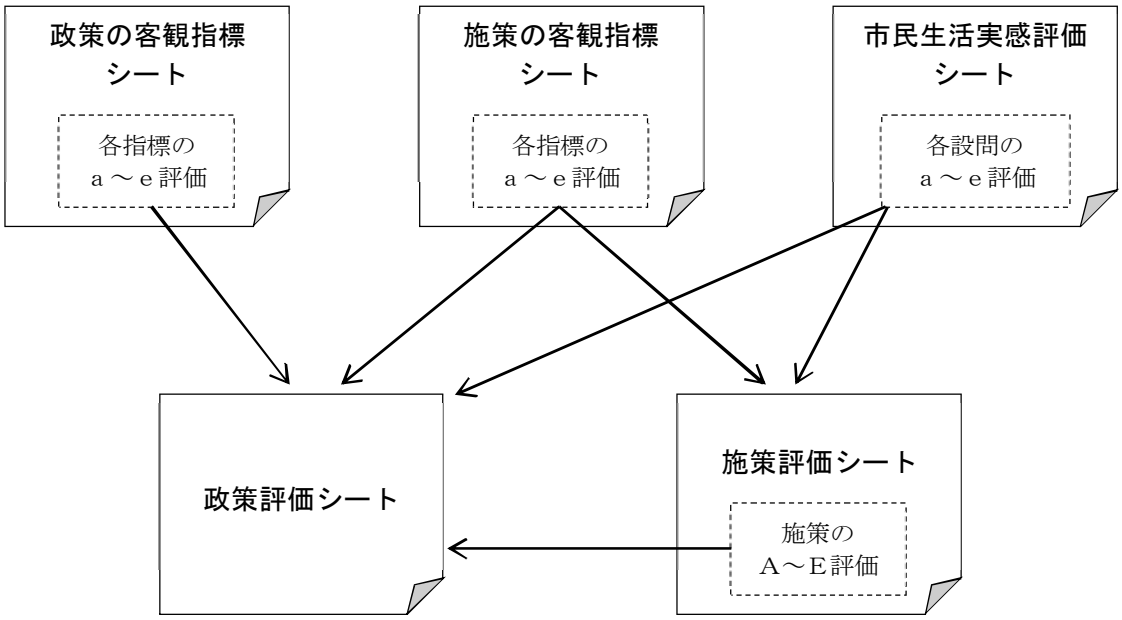

文化市民局	共管局	

安全（防犯・事故防止）基本計画
市消費生活基本計画，京都市消費者教育推進計画

標評価	平成23 評価値	令和2 目標値	平成30	令和元	令和2年度評価 前回値	最新値	目標値	達成度	評価
数(件)	27,832	15,000	a	a	11,660	10,405	16,712	137.7%	a
数(人口10万人当たり)	509	322	c	e	701	650	343	10.5%	e
			b	c					c

施策の客観指標評価	評価		
施策名	平成30	令和元	令和2
故防止)の推進(2指標)	a	a	a
安全の推進及び消費者の自立支援(3指標)	a	a	c
(2施策平均)	a	a	b

政策の客観指標総合評価 客観指標評価:施策の客観指標評価＝1:0.5)	平成30	令和元	令和2
	a	b	c

設問	評価 平成30	令和元	令和2※
一のことがあっても，お互いに助け合えるまちである。	c	c	-
めの自治会や警察，京都市などの取組により，安全にくらせるまちに	c	c	-
消費者被害を防止し，被害を救済するしくみが整っている。	c	c	-
報や知識を備えた自立した消費者が増えている。	c	c	-
度の市民生活実感調査総合評価	c	c	-

策における市民の重要度）

令和元年度	令和2年度※

□ ｂ評価以上であり，施策の効果が客観指標に表れている。
☑ ｃ評価以下であり，次の原因が考えられる。
・施策の客観指標である「消費者教育事業の参加者数」が大幅に減少したことに加え，新型
症対策の影響で，「消費生活に関する啓発活動を推進する市民ボランティアの活動回数」
ら，c評価以下になったと考えられる。

【市民生活実感調査総合評価】
□ ｂ評価以上であり，施策の効果が市民の実感に表れている。
☑ ｃ評価以下であり，次の原因が考えられる。
・犯罪や事故に関するニュースが日常的に報道されており，犯罪や事故が身近に起こりうる
と，悪質商法等の手口が多様化・巧妙化したことで，消費者の不安が解消されているという
ことなどから，c評価以下で推移していると考えられる。

【総括】
・犯罪や事故に関するニュースが日常的に報道されており，犯罪や事故が身近に起こりうると
費者の不安が解消されているという実感に至っていないことなどから，市民生活実感総合評価
いる。一方で，客観指標の「犯罪発生(刑法犯)認知件数」や「交通事故による死(傷)者数」が
に，「消費者啓発事業の参加者数」が目標を達成していることなどから，総合的に判断して，当
こそこの程度達成していると評価できる。

今後の方向性の検討

＜この政策を構成する施策とその総合評価(客観指標評価＋市民生活実感評価)

施策番号	施策名
0501	生活安全(防犯・事故防止)の推進
0502	消費生活の安心・安全の推進及び消費者の自立支援

＜今後の方向性＞

①生活安全(防犯・事故防止)の推進
・互いに助け合う，犯罪や事故が少ないまちを目指し，第2次京都市生活安全(防犯・
画に基づき，各種生活安全施策の取組を進める。また，観光旅行者や市民生活の安
指し，京都府警察と協定を締結した「世界一安心安全・おもてなしのまち京都　市民く
基づき取組を進める。今後は，新型コロナウイルス感染症対策として，3密を回避し，
を行わず，間接的な周知・啓発活動を検討していく。
・引き続き，犯罪認知件数の目標達成を維持するとともに，全市的に実施している啓
運動プログラム」に基づき各区で実施している地域に根ざした取組を通して，市民が
ると感じる体感治安の向上を目指す。

②消費生活の安心・安全の推進及び消費者の自立支援
・「京都市消費生活基本計画」に基づき，消費者被害の未然防止，拡大防止を図るた
消費者被害の掘り起こしや，新たな手口の悪質商法等への対策を一層強化し，消費
推進する。また，消費者のライフステージに応じた消費者教育を充実させることなどに
動が社会や環境
に大きな影響を与えることを自覚し，持続可能な社会の形成に積極的に参画する消
く。
・消費者被害が多様化しており，消費生活相談件数は高止まりで推移している。また

3　算出方法・出典等

ちづくりの進捗状

出典：事業担当課調べ

23年度評価値	令和2年度目標値	根拠
27,832	15,000	刑法犯認知件数の減少傾向を踏まえ，ピーク時の平成16年（42,395件）から約65%の減少を目指す。

最新数値	推移	単年度目標値		
令和元年		数値	根拠	達成度
10,405	1,255件減	16,712	平成16年現況値（42,395件）から当年目標値達成のため，当年度達成すべき数値	137.7%

中長期目標		
年次	達成度	根拠
	-	

備考	

6　基準説明

達成度が

・当該指標は社会経済情勢など様々な影響により変動することなどから，80%以上をａ評価
・以下20%刻みでb～e評価

7　評価結果

平成30	令和元	令和2
a	a	a

費生活相談件数（人口10万人当たり）（件）

全推進部

連絡先	２５６－１１１０

の消費生活相談件数（京都市民からの相談件数）

3　算出方法・出典等

高齢者の状況を基
立の状況を示す指

算出方法：65歳以上人口10万人当たり相談件数
65歳以上相談件数/65歳以上人口×100,000
出典：事業担当課調べ

23年度評価値	令和2年度目標値	根拠
509	322	基本計画の計画期間当初においては，潜在している被害の顕在化を目指して平成24年度まで相談件数の増加を図る。そして，平成25年度から被害自体を減らすことで，最終的には過去10年間で最も相談件数の少なかった平成13年度の数値を目指す。

最新数値	推移	単年度目標値		
和元年度		数値	根拠	達成度
650	51件減	343	対前年度目標値約7%減少	10.5%

中長期目標		
年次	達成度	根拠
	-	

備考	

6　基準説明

達成度が

・当該指標の相談件数については，相談制度の周知に向けて平成24年度まで件数の増加を

7　評価結果

平成30	令和元	令和2

標評価

「消費者教育事業の参
したことに加え，新型
対策の影響で，「消費
を推進する市民ボラン
減少したことなどか
たと考えられる。

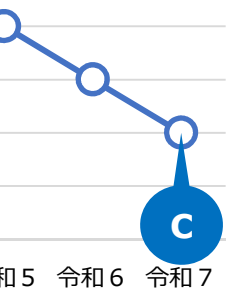

詳細は次ページ参照）

市民生活実感評価

犯罪や事故に関するニュースが日常的に報道されており，犯罪や事故が身近に起こりうるという感覚があること，悪質商法等の手口が多様化・巧妙化したことで，消費者の不安が解消されているという実感に至っていないことなどから，ｃ評価以下で推移していると考えられる。

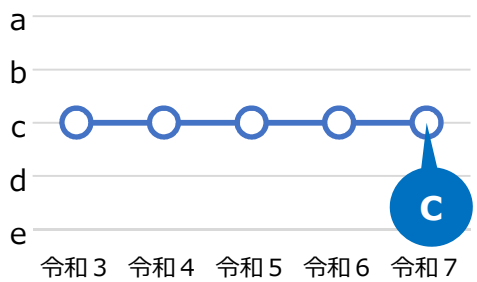

（評価に用いた設問の詳細は次ページ参照）

市民の体感治安や，消費者としての自立意識の広がりが重要な政策であるため，市民生活実感の評価結果を重視する。 イ

政策の総合評価

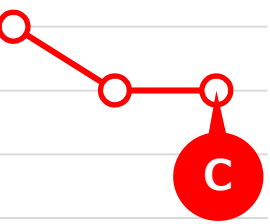

引き続き，政策・施策目的の達成に向けた取組を実施していくが，新型コロナウイルス感染拡大の影響により，イベントや対面形式の啓発など従来の手法では取組を推進しづらく，客観指標評価が低下していることから，新たな活動方法についても検討していく。 ウ
また現在，次期京都市消費生活基本計画の策定に向けた議論を行っているが，消費生活に関する啓発活動を推進する市民ボランティア活動の在り方の見直し等を

2	高齢者の消費生活相談件数（人口10万人当たり）（件）	650	c	c
3	-	-	-	-
4	-	-	-	-
5	-	-	-	-
6	-	-	-	-
政策の客観指標評価 平均（①）			b	b
＋				
下位施策の客観指標評価 平均（②）			a	a
↓				
政策の客観指標 総合評価（①：②＝1：0.5）			**a**	**a**

市民生活実感評価

	市民生活実感調査設問	令和3	令和
1	犯罪や事故など万が一のことがあっても，お互いに助け合えるまちである。	c	c
2	事故や犯罪を防ぐための自治会や警察，京都市などの取組により，安全にくらせるまちになっている。	c	b
3	悪質商法などによる消費者被害を防止し，被害を救済するしくみが整っている。	c	c
4	消費生活に関する情報や知識を備えた自立した消費者が増えている。	c	c
5	-	-	-
6	-	-	-
政策の市民生活実感調査 総合評価		**c**	**c**

政策の重要度（27政策中の順位）	令和3	令和

＞

基本情報				令和3年度 政策の評価																			
				政策の客観指標評価									施策の客観指標評価										政策の客観指標総合評価
針	担当局	共管局	政策に関係する主な分野別計画等	指標1	指標2	指標3	指標4	指標5	指標6	指標7	指標8	平均(ア)	施策1	施策2	施策3	施策4	施策5	施策6	施策7	施策8	平均(イ)		(ア):(イ)=1:0.5
統文化，進取の気 都のまちの特性を ちがもつ「市民 結集し，自然環境 しいまち」の実現	環境政策局	—	・京都市環境基本計画2016～2025 ・京都市自動車環境対策計画(2011～2020) ・京都市地球温暖化対策計画〈2011-2020〉 ・京都市エネルギー政策推進のための戦略 ・京都市循環型社会推進基本計画（2015-2020）	c	b	a	–	–	–	–	–	b	a	a	a	–	–	–	–	–	a		a

市民生活実感評価									政策の重要度		総合評価		総合評価の判断理由	現状・原因分析		今後 施策の総合評価							
設問1	設問2	設問3	設問4	設問5	設問6	設問7	設問8	平均	順位	%	評価	評語		客観指標評価	市民生活実感評価	施策1	施策2	施策3	施策4	施策5	施策6	施策7	施策8
c	b	b	c	c	a	a	–	b	3	89.5	A	政策の目的が十分に達成されている	○○○○の政策であり，○○が重要であることから，客観指標評価結果を重視して総合評価を行う。	b評価以上であり，施策の効果が客観指標に表れている。	b評価以上であり，施策の効果が市民の実感に表れている。	A	B	A	–	–	–	–	–

ート＞

単位	担当局・部室 局	部室	連絡先	指標の説明	指標の意味	算出方法・出典等
%	環境政策局	地球温暖化対策室	222-4555	京都市域からの温室効果ガス（二酸化炭素，メタン等）年間排出量の，1990（平成２）年度比における削減率	自然環境を気遣う低炭素社会の実現に向けた進捗状況を示す指標	{1ー対象年度排出量(万t)/1990年度排出量(万t)}×100
%	環境政策局	地球温暖化対策室	222-4555	京都市域における年間総エネルギー消費量の2010（平成22）年度比における削減率	原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の実現に向けた進捗状況を示す指標	{1ー対象年度消費量(TJ)/2010年度消費量(TJ)} ×100
万t	環境政策局	循環型社会推進部	213-4930	本市が１年間に受け入れるごみの量	循環型社会の構築に向けた進捗状況を示す指標	出典：事業担当課調べ

単位	目標値 単年度目標 R3	R4	R5	R6	R7	中長期目標 目標年度	目標値	設定根拠	実績値 R3	R4	R5	R6	R7
%	21.0	22.0	23.0	24.0	25.0	R12	40.0	京都市地球温暖化対策条例及び京都市地球温暖化対策計画＜2011-2020＞に掲げた令和２年度達成目標値	8.0	9.1	9.1	9.3	18.5
%	8	9	10	11	12	R7	15	京都市エネルギー政策推進のための戦略（平成25年12月）に掲げた令和2年度達成目標値	9.0	11.2	11.0	11.7	14.0
万t	40.6	40.4	40.2	40.0	39.8	–	–	京都市循環型社会推進基本計画（2015-2020）に掲げた令和2年度達成目標値	42.0	41.8	51.5	41.0	40.9

単位	目標達成度 単年度目標達成度 R3	R4	R5	R6	R7	中長期目標達成度 R3	R4	R5	R6	R7	全国順位	備考	評価基準 基準	説明
%	38.1%	41.4%	39.6%	38.8%	74.0%	20.0%	22.8%	22.8%	23.3%	46.3%	–	算定に用いるデータの公表時期の関係から，平成30年度値が最新となる。	最新数値が a：25%以上 b：18.75%以上25%未満 c：12.5%以上18.75%未満 d：6.25%以上12.5%未満 e：6.25%未満	京都市地球温暖化対 都市地球温暖化対策 2020＞に掲げた，令 排出量25%減達成（ 上）をa評価とした。 （平成2年度から全く かった場合）～25% eの4段階評価とした
%	112.5%	124.4%	110.0%	106.4%	116.7%	60.0%	74.7%	73.3%	78.0%	93.3%	–	算定に用いるデータの公表時期の関係から，平成30年度値が最新となる。	最新数値が a：15%以上 b：(1.5×t) %以上15%未満 c：(0.75×t)%以上(1.5×t)%未満 d：0%以上(0.75×t)%未満 e：0%未満 ※ｔ＝基準年（2010年度）からの期間	令和2年度までの10年 する目標であるため は，単純計算で単年 減すると考える。 例）5年目では7.5% 目標値となる。 評価年度で，令和2年 る場合をａ，単年度 る場合をｂ，単年度 上の場合をｃ，半分 ｄ，基準年より削減 (0%未満)の場合をｅ
万t	103.4%	103.5%	128.1%	102.5%	102.8%	–	–	–	–	–	–	–	最新値ー目標値が， a：0トン以下 b：0トン超～2.5万トン以下 c：2.5万トン超～5.0万トン以下 d：5.0万トン超～7.4万トン以下 e：7.4万トン超	当年度の目標値（39 達成した場合をa，京 会推進基本計画の基 25年度）のごみ量（ を超えた場合をeとし 隔（約2.5万トン間隔 定。評価基準は，毎 目標値により変更さ

分野名	概要	担当局・部室		共管局・部室		施策に関係する主な分野別計画等	客観指標評価									市民生活実感評価									重み付け		総合評価		c評価以下の場合の原因分析		この施策を構成する事務事業	
		局	部室	局	部室		指標1	指標2	指標3	指標4	指標5	指標6	指標7	指標8	平均	設問1	設問2	設問3	設問4	設問5	設問6	設問7	設問8	平均	重み付け	理由	評価	評語	客観指標評価	市民生活実感評価		
	優れた自然環境を後世に伝えていくため，自動車の排ガス対策等，自然環境，生活環境保全に向けた取組，環境問題に対する市民の理解と行動を広げる環境学習を推進する。	環境政策局	地球温暖化対策室	—	—	・京都市環境基本計画2016～2025 ・京都市自動車環境対策計画（2011～2020） ・京都市地球温暖化対策計画〈2011-2020〉	a	b	−	−	−	−	−	−	a	c	b	−	−	−	−	−	−	b	客観指標	環境の保全のためには，自動車の排ガス対策としてエコカーを選択する市民や事業者が増えることが重要である。また環境学習は，環境に優しい行動が根付くことを目的とした長期的な取組であり，その成果はすぐには市民に実感されにくいことから客観指標に重みを置く。	A	政策の目的が十分に達成されている	ｂ評価以上であり，施策の効果が客観指標に表れている。	ｂ評価以上であり，施策の効果が市民の実感に表れている。	リンク	・今後も市民や事業者に，カーシ 発を行うとともに，電気自動車等 車や低公害・低燃費車等のエコカ ・環境学習については，身近な生 明の豊かな自然環境，自然と共生 促進することで，市民の環境保全 全に関する自主的な行動につなげ ・以上のことにより，市民生活実 環境の保全を推進する。また，令 及び次期「京都市地球温暖化対策 る。
	低炭素型のくらしやまちづくりのために，環境に優しいライフスタイルへの転換や再生可能エネルギーの利用など，省エネ省資源化に向けた取組を推進する。	環境政策局	地球温暖化対策室	—	—	・京都市環境基本計画2016～2025 ・京都市自動車環境対策計画（2011～2020） ・京都市地球温暖化対策計画〈2011-2020〉 ・京都市エネルギー政策推進のための戦略	b	a	a	−	−	−	−	−	a	−	−	b	c	c	−	−	−	c	市民実感	市民の皆様や事業者の方々により展開されるエコドライブや環境にやさしい活動は，行政の取組だけでなく各々の意識啓発が大切であることから，市民の実感に重みを置く。	B	政策の目的がかなり達成されている	ｂ評価以上であり，施策の効果が客観指標に表れている。	平成20年度から毎月16日を「DO YOU KYOTO？デー」（環境に良いことをする日）と定め，市民や事業者の方々と一緒に，公共交通の利用促進や省エネなどの環境にやさしい取組を推進している。それらの施策が市民や事業者の方々へ徐々に浸透しているものの，市民の実感として幅広く行き渡っている状況にまではないことから，c評価で推移していると考えられる。	リンク	・自動車関連団体との連携を拡大 実施や自動車運転免許新規取得者 引き続きエコドライブの普及拡大 ・住宅用太陽光発電システム等の ルギー等の取組を推進することに ・地域での主体的なエコ活動を支 めるとともに，市民や事業者の方 けるノーマイカーデー等の環境配 しいライフスタイルへの転換を図 ・以上のことにより，市民や事業 市民生活実感の向上を図り，低炭 2年度は，「京都市地球温暖化対策 画」の策定に向け，更なる取組の
	循環型社会の構築のために，ごみを出さない２Ｒの定着，ごみの分別や適正な排出，資源物の回収及び廃棄物発電など，ごみの減量と再利用を促進する。	環境政策局	循環型社会推進部，適正処理施設部	—	—	・京都市環境基本計画2016～2025 ・京都市循環型社会推進基本計画（2015-2020）	b	b	a	−	−	−	−	−	a	−	−	−	−	−	−	a	−	a	客観指標	ごみの発生抑制や再利用，資源物の回収及びエネルギー回収等，すぐには市民の実感につながりにくい部分が多いため，客観指標に重みを置く。	A	政策の目的が十分に達成されている	ｂ評価以上であり，施策の効果が客観指標に表れている。	ｂ評価以上であり，施策の効果が市民の実感に表れている。	リンク	・「2R」と「分別・リサイクルの 源・エネルギーの有効利用と環境 つ」といった京都らしいライフス 全国のモデルとなる持続可能な循 ・クリーンセンターの施設保全計 定したごみ焼却を行い，発電効率 ・以上のことにより，客観指標の り，ごみを出さない循環型社会の 市循環型社会推進基本計画」を策

シート＞

	単位	担当課			指標の説明	指標の意味	算出方法・出典等	目標値								実績値					目標達成度										全国順位	備考	評価基準	
								単年度目標					中長期目標		設定根拠						単年度目標達成度					中長期目標達成度								
		局	課	連絡先				R3	R4	R5	R6	R7	目標年度	目標値		R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7			基準	
	台	環境政策局	地球温暖化対策室	222-4555	EV（電気自動車），PHV（プラグインハイブリッド自動車），HV（ハイブリッド自動車）及びCNG（圧縮天然ガス自動車）等の京都市内での普及台数	環境の保全のためにエコカーの選択，普及状況を示す指標	算出方法：各種エコカーの台数を加算 出典：軽乗用車は(一社)全国軽自動車協会連合会及び本市市税事務所納税室納税推進担当，それ以外は(一財)自動車検査登録情報協会の情報による	88000	90000	92000	94000	96000	R7	96000	京都市自動車環境対策計画<2011～2020>における令和7年度目標（単年度目標は等差的に設定）	77000	78000	80000	83854	94358	87.5%	86.7%	87.0%	89.2%	98.3%	80.2%	81.3%	83.3%	87.3%	98.3%	−	算定に用いるデータの収集時期の関係から，平成30年度値が最新となる。	最新数値の目標値に対する達成度が a：80%以上 b：60%以上～80%未満 c：40%以上～60%未満 d：20%以上～40%未満 e：20%未満	当該指標につい 情勢などの影響 生産量等が不安 り，不確定要素 から，80%以上 みで基準を設定
エコライ	%	環境政策局	地球温暖化対策室	222-4555	家庭部門における温室効果ガス排出量の削減に向け，市内の全ての市立小学校において実施するこどもエコライフチャレンジについて，参加者全ての家庭でのエコライフ取組結果を100点満点で数値化し，取組前と取組後の数値の差異（すなわち改善度）を示している。	各家庭でのこどもたちのエコライフの取組成果について，取組前の数値から10ポイント向上することを目標としている。	算出方法：取組後実施度－取組前実施度 出典：エコライフチェック実施結果より	10	10	10	10	10	−	−	取組改善率が10ポイント向上する	8.3	8.4	8.5	8.7	8.7	83.0%	84.0%	85.0%	87.0%	87.0%	−	−	−	−	−	−	−	最新数値が a：10以上 b：7.5以上～10未満 c：5以上～7.5未満 d：0以上～5未満 e：0未満	毎年，当該事業 たちが変わるた 標を設定。こど フの取組が，取 ト向上すること

価シート＞

設問	令和3年度										令和4年度										令和5年度										令和6年度													
	a	b	c	d	e	無回答	総回答	有効回答	点数	評価	a	b	c	d	e	無回答	総回答	有効回答	点数	評価	a	b	c	d	e	無回答	総回答	有効回答	点数	評価	a	b	c	d	e	無回答	総回答	有効回答	点数	評価	a	b	c	d
は，山紫水明の自然環境をかけがえのないもの	71	205	228	81	58	77	720	643	0.23	c	71	205	228	81	58	77	720	643	0.23	c	71	205	228	81	58	77	720	643	0.23	c	71	205	228	81	58	77	720	643	0.23	c	71	205	228	81
清らかな川，静かなまち」など，よい環境が保	108	294	173	91	47	21	734	713	0.46	b	108	294	173	91	47	21	734	713	0.46	b	108	294	173	91	47	21	734	713	0.46	b	108	294	173	91	47	21	734	713	0.46	b	108	294	173	91
取り組むひとや，徒歩，自転車，公共交通機関 増えている。	91	273	214	72	42	28	720	692	0.43	b	91	273	214	72	42	28	720	692	0.43	b	91	273	214	72	42	28	720	692	0.43	b	91	273	214	72	42	28	720	692	0.43	b	91	273	214	72
済み天ぷら油の燃料化など，環境にやさしい技 活用が進んでいる。	34	190	283	124	59	44	734	690	0.02	c	34	190	283	124	59	44	734	690	0.02	c	34	190	283	124	59	44	734	690	0.02	c	34	190	283	124	59	44	734	690	0.02	c	34	190	283	124
やさしい行動を当たり前のこととして実践する ている。	35	174	301	121	56	47	734	687	0.02	c	35	174	301	121	56	47	734	687	0.02	c	35	174	301	121	56	47	734	687	0.02	c	35	174	301	121	56	47	734	687	0.02	c	35	174	301	121
イクル製品など，ごみを出さないようなくらし っている。	161	360	125	42	13	19	720	701	0.88	a	161	360	125	42	13	19	720	701	0.88	a	161	360	125	42	13	19	720	701	0.88	a	161	360	125	42	13	19	720	701	0.88	a	161	360	125	42

資料６

市民意見の受付状況

【行政評価条例（市民の意見申出）】

第１７条　市民は，行政評価等の方法，結果その他の事項に関し，当該行政評価等を実施する実施機関に対し，意見を申し出ることができる。

２　実施機関は，前項の意見を受けた場合においては，これを誠実に処理し，その処理の結果を公表しなければならない。

３　前項に定めるもののほか，実施機関は，行政評価に係る意見にあっては当該行政評価を所管する委員会がある場合には当該委員会に，外郭団体経営評価に係る意見にあっては専門員に当該意見の処理の結果を報告しなければならない。

＜受付状況（政策評価制度に対する意見に限る）＞

平成２３年度：８件
平成２４年度：２件
平成２５年度：６件
平成２６年度：０件
平成２７年度：０件
平成２８年度：１件
平成２９年度：０件
平成３０年度：０件
令和元年度：１件
令和２年度：０件（令和２年１２月１日現在）

参考資料

政策評価制度に関する意見

京都市政策評価委員会

令和２年４月

はじめに

京都市の政策評価制度は，「京都市基本計画」に掲げられた政策・施策を評価対象に平成１６年度から実施され，客観指標評価と市民生活実感評価の２つの手法を用いた評価を行うなど，全国的に見ても先進的で特徴的な制度である。

本格実施から１５年が経過し，制度の改善・向上が積み重ねられてきた結果，相当完成度の高いものとなってきたが，市民の理解や協力のもと，制度が適切に運用され，評価結果が有効に活用されることが何より重要である。

本委員会における制度の更なる充実，改善に向けた議論を踏まえ，京都市におかれては，以下の事項について，より一層の制度充実に努められたい。

また，政策評価制度の基礎となる現行の京都市基本計画の計画期間が令和２年度で終了することから，次期京都市基本計画に対応した政策評価制度について，以下で示すような視点を考慮して検討を進められたい。

政策評価制度の改善の方向について

(1) より適切な客観指標の確保

実態とかけ離れた目標値が設定されている場合は，目標設定の妥当性を検証し，適切な目標値となるよう検討を行う必要がある。

(2) 市民生活実感調査の充実

インターネットモニター調査については，行政が実施する調査においても採用されている事例が増えてきたが，統計的な有意性があるかなどといった課題もあるため，引き続き研究していく必要がある。

「次期京都市基本計画」に対応した政策評価制度

次期京都市基本計画は京プランの構成を継承することから，次期京都市基本計画における政策評価制度においても「基本計画の体系（政策－施策）に基づき，政策・施策のそれぞれを評価」，「『客観指標評価』と『市民生活実感評価』の２つによる評価」といった現行の大きな枠組みは継承するが，平成３０年度の「政策評価制度に関する意見」で示したとおり，「市民によって分かりやすいか，担当部署による政策の企画・立案に役立つか，持続可能で効率的な運用が可能か」といった視点で改善を行う必要がある。

(1) 市民にとってより分かりやすい評価結果，評価結果の活用について

① 従来どおりすべての項目を掲載した資料と，そこから要点を抜粋し分かりやすく取りまとめたポイント版の２種類を作成する。

② 文章で記載する項目は市民が読みやすい文字数へ削減するとともに，ポイント版ではグラフ等も活用し，内容を直感的に把握しやすくする。

③ ポイント版は，評価プロセスが理解しやすいようレイアウトを工夫する。

④ ①のうちすべての項目を掲載した資料については，全政策・全施策を一覧で見ることができる分かりやすいリスト形式とし，オープンデータとしても活用しやすくする。

この際，職員に新たな事務負担が発生しないよう，従来の評価票に加えてリストを作成するのでなく，各担当課における評価の段階からリスト形式により評価を行う。

⑤ 関連する情報を参照しやすくなるような工夫を検討する。

(2) 市民生活実感調査の改善について

① 調査票レイアウトの改善

- 調査の趣旨を直感的に理解していただくため，調査票の表題はより大きく分かりやすくする。
- やさしい日本語やユニバーサルデザインフォントを使用し，より読みやすい調査票となるよう工夫する。
- 回答者に慣れていただくため，調査票の最初の方には市政関心度や幸福実感など回答しやすい設問を配置する。
- どの程度まで回答が終わっているのかが把握できるよう，各設問項目が全体に占める割合を示す。
- 市民実感は設問数が多いため，設問のまとまりごとに区切る等，回答者の負担感を減らせるよう工夫する。
- 政策重要度の設問は，全２７政策を俯瞰したうえで回答できるようなレイアウトとする。

② 設問の改善

・ 現行の設問作成時の基本的な考え方（「平成 22 年度　政策評価制度に関する意見」）を基本的に踏襲し，下記の考え方に基づいて次期京都市基本計画下における市民生活実感調査の設問を検討する。

「市民生活実感調査の設問の作成に関する基本的な考え方」

ア 「みんなでめざす 2025 年の姿」一つにつき 1 問作成する
イ 回答者が第三者的な視点で直感的に判断できる形式に統一する。
ウ 難解な単語や，回答者が判断に迷うような記載を避けるなど，分かりやすい表現にする。
エ 語尾は基本的には「～である。」「～している。」，近年注目され始めた，又は現状改善を目的とする場合は「～になってきている。」とする。
オ 「京都」の使用は，京都らしさを直感的にイメージしやすい分野や，区域を限定した方が京都での生活実感としてイメージしやすい場合に限ることとする。すべて京都市民の生活実感であるため。
カ 「誰もが」「あらゆる」「ひとりひとりが」など，100 パーセントの達成を求める表現はしない。

参考資料

○京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例

平成１９年５月３１日

条例第１号

改正　平成２３年６月１０日条例第５号

平成２７年６月５日条例第３号

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　行政評価等の基本原則（第３条～第６条）
第３章　行政評価
第１節　評価の実施（第７条～第１０条）
第２節　委員会（第１１条）
第４章　外郭団体経営評価（第１２条・第１３条）
第５章　市会の関与及び市民の参画（第１４条～第１７条）
第６章　雑則（第１８条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，行政評価等に関し基本的な事項を定め，総合的かつ体系的な行政評価等の仕組みを構築することにより，行政活動及び外郭団体の経営を客観的かつ厳格に評価した結果を行政活動の企画立案等に積極的に活用し，もって効果的かつ効率的な市政の実現を図るとともに，市民の参画を得て実施した行政評価等の結果等を公表することにより，市民に対し説明する責務を果たし，もって市民の視点に立った市政の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　実施機関　市長その他別に定める機関をいう。

(2)　外郭団体　本市が資本金，基本金その他これらに準じるものを出資する法人であって，別に定めるものをいう。

(3)　行政評価　実施機関が第７条から第９条までの規定に基づき行政活動について実施する評価をいう。

(4)　外郭団体経営評価　市長が外郭団体の経営について実施する評価をいう。

(5)　行政評価等　行政評価及び外郭団体経営評価をいう。

第２章　行政評価等の基本原則

（合理的な手法の原則）

第３条　実施機関は，行政評価等の実施に当たっては，その客観性及び公平性が確保されるよう，当該行政評価等の対象の特性に応じた合理的な手法を用いて，可能な限り定量的に行うものとする。

（継続的な創意工夫の原則）

第４条　実施機関は，より的確に行政評価等を実施し，かつ，その結果を活用するために，行政評価等の手法について，継続的な創意工夫に努めるものとする。

（積極的な活用の原則）

第５条　実施機関は，行政活動及び外郭団体の経営の質及び効率の向上を図るため，行政評価等の対象の特性に応じ，当該行政評価等の結果を企画立案，予算編成，人事管理，組織管理等に積極的に活用するものとする。

（市民の視点に立った職員の姿勢の原則）

第６条　職員は，常に市民の視点に立ち，自ら問題を発見する能力，分析力等の政策を形成する能力の向上に努めるとともに，行政評価等を通じて，その所管する事務事業を成果の重視その他行政評価等の対象の特性に応じ必要な視点で的確かつ柔軟に見直すものとする。

第３章　行政評価

第１節　評価の実施

（政策及び施策の評価）

第７条　市長は，毎年度，本市の政策（基本計画（地方自治法の一部を改正する法律（平成２３年法律第３５号）による改正前の地方自治法第２条第４項の規定に基づき定めた基本構想を実現するための基本的な計画で，市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。）において定める市政の各分野における基本的な方針をいう。以下同じ。）及び施策（基本計画において定める政策を推進するための個々の具体的な方針をいう。以下同じ。）の達成度について，評価を実施する。

２　実施機関は，前項の評価の結果に基づき，企画立案，予算編成等において必要な措置を講じるものとする。

（事務事業の評価）

第８条　別に定める実施機関は，毎年度，その実施する事務事業（施策を推進するための個々の方策その他これに類するものをいう。以下同じ。）の特性に応じ，有効性，効率性又は別に定める事項について，評価を実施する。

２　実施機関は，前項の評価の結果に基づき，事務事業の充実，見直しその他の必要な措置を講じるものとする。

（特定分野の評価）

第９条　次の各号に掲げる実施機関は，当該各号に掲げる市政の特定の分野に関する行政評価を当該行政評価の対象の特性に応じ実施するものとする。

(1)　市長及び別に定める実施機関　別に定める公共事業

(2)　交通局長　交通事業

(3)　上下水道局長　上下水道事業

(4)　教育委員会（教育委員会が所管する学校の校長及び園長を含む。）　別に定める学校の教育活動

（市長の調整）

第１０条　市長は，本市の他の実施機関に対し，行政評価に関し，報告を求め，又は助言を行うことができる。

第２節　委員会

第１１条　本市の政策及び施策の評価並びに事務事業の評価について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するため，それぞれ委員会を置く。

２　市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は，第９条に規定する行政評価について，市長等の諮問に応じ，調査し，及び審議するため，それぞれ委員会を置くことができる。

３　委員会は，それぞれ委員１５人以内をもって組織する。

４　委員会の委員は，当該委員会の所管事項に関し優れた識見を有する者その他市長等が適当と認める者のうちから，市長等が委嘱し，又は任命する。

５　委員の任期は，２年以内においてそれぞれの委員会ごとに市長等が定める期間とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

６　委員は，再任されることができる。

第４章　外郭団体経営評価

（評価）

第１２条　市長は，毎年度，外郭団体の経営について，評価を実施する。

２　実施機関は，前項の評価の結果に基づき，外郭団体に対し，必要な指導及び助言を行うものとする。

３　外郭団体は，第１項の評価の実施に協力しなければならない。

４　外郭団体は，第１項の評価の結果並びに第２項の指導及び助言を踏まえ，当該評価を実施した年度の翌年度の当該外郭団体の経営に関する計画を作成しなければならない。

（外郭団体経営評価専門員）

第１３条　市長は，外郭団体経営評価について，専門的な知識経験に基づく助言を行わせるために外郭団体経営評価専門員（以下「専門員」という。）を置く。

２　専門員の定数は，５人以内とする。

３　専門員は，経営に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから，市長が委嘱する。

４　専門員の任期は，３年とする。ただし，補欠の専門員の任期は，前任者の残任期間とする。

５　専門員は，再任されることができる。

第５章　市会の関与及び市民の参画

（市会への報告）

第１４条　実施機関は，行政評価等の結果を，市会に報告するものとする。

（市民意識の反映）

第１５条　実施機関は，行政評価等の対象の特性に応じ，市民の満足度その他の市民の意識に関する情報を調査し，行政評価等に適切に反映させるよう努めるものとする。

（行政評価等の結果等の公表）

第１６条　実施機関は，行政評価等の結果を公表するものとする。

２　前項の場合において，実施機関は，行政評価等の対象の特性に応じ，前項の行政評価等の基礎とした数値を可能な限り公表するものとする。

（市民の意見申出）

第１７条　市民は，行政評価等の方法，結果その他の事項に関し，当該行政評価等を実施

する実施機関に対し，意見を申し出ることができる。

２　実施機関は，前項の意見を受けた場合においては，これを誠実に処理し，その処理の結果を公表しなければならない。

３　前項に定めるもののほか，実施機関は，行政評価に係る意見にあっては当該行政評価を所管する委員会がある場合には当該委員会に，外郭団体経営評価に係る意見にあっては専門員に当該意見の処理の結果を報告しなければならない。

第６章　雑則

第１８条　この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

附　則

この条例は，平成１９年６月１日から施行する。

附　則（平成２３年６月１０日条例第５号）

この条例は，地方自治法の一部を改正する法律（平成２３年法律第３５号）の施行の日から施行する。

（地方自治法の一部を改正する法律（平成２３年法律第３５号）の施行の日は，平成２３年８月１日）

附　則（平成２７年６月５日条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は，平成２７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現にこの条例による改正後の京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例第１１条第１項に規定する委員会の委員である者の任期の残任期間は，同条第５項本文の規定にかかわらず，この条例の施行の日における当該委員会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

参考資料

京都市政策評価委員会設置要綱

（設置）

第１条　政策評価制度の公正な運用と向上を図るため，京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例第１１条第１項に規定する委員会として，京都市政策評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は，次の各号に掲げるものとする。

⑴　政策評価制度の充実に向けた提案

⑵　政策評価の手法についての助言及び提案

⑶　自己評価の方法及び実施過程への助言

（組織）

第３条　委員会は，委員７名以内をもって組織する。

２　委員のうち，２名以内の委員は公募により選出した者を，その他の委員は学識経験のある者その他市長が適当と認める者を，それぞれ市長が委嘱又は任命する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は，委員の互選により定め，副委員長は委員長が指名する。

３　委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

５　委員長及び副委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第６条　委員会は，委員長が招集する。

２　委員長は，会議の議長となる。

３　委員会は，委員長（委員長に事故があるときは，副委員長）及び委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

４　委員会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

５　委員会は，必要があると認めるときは，委員以外の者に対して，意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は，総合企画局において行う。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が定める。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は，平成１９年６月１日から実施する。

（経過措置）

２　第６条第１項の規定にかかわらず，最初の委員会は，市長が招集する。

（旧要綱の廃止）

３　京都市政策評価制度評議会設置要綱（以下「旧要綱」という。）は，廃止する。

（経過措置）

４　この要綱の施行の際，旧要綱に規定する委員である者は，この要綱の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において，その者の任期は，この要綱の規定にかかわらず，平成２０年３月３１日までとする。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は，平成２７年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施の際現に委員である者の任期の残任期間は，第４条第１項本文の規定にかかわらず，この要綱の実施の日における委員としての残任期間と同一の期間とする。

参考資料

京都市政策評価委員会委員名簿

（敬称略・５０音順）

氏　　名	役　　職　　等
赤川（あかがわ）　京子（きょうこ）	公認会計士
伊藤（いとう）　可奈（かな）	市民公募委員
掛谷（かけや）　純子（じゅんこ）	京都女子大学現代社会学部准教授
◎佐野（さの）　亘（わたる）	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
白井（しらい）　皓大（こうた）	市民公募委員
○中井（なかい）　歩（あゆむ）	京都産業大学法学部教授
深川（ふかがわ）　光耀（こうよう）	花園大学社会福祉学部専任講師

◎…委員長，○…副委員長